

# 会 期 日 程

## 令和6年第5回山江村議会定例会

自 令和 6年 9月 9日 (月)

至 令和 6年 9月13日 (金) (5日間)

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開 会 時 刻	摘 要
1	9月 9日	月	本会議	議 会 議 場	午前10時	・開 会 ・報 告 ・提案理由説明 ・質 疑
			休 会	役場大会議室	午後1時30分	・議 案 審 議
2	9月10日	火	休 会	役場大会議室	午前 9時	・議 案 審 議
3	9月11日	水	本会議	議 会 議 場	午前10時	・一 般 質 問
4	9月12日	木	本会議	議 会 議 場	午前10時	・一 般 質 問
5	9月13日	金	本会議	議 会 議 場	午前10時	・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

9 月 9 日 ( 月 )

# 令和6年第5回山江村議会9月定例会（第1号）

令和6年9月9日  
午前10時00分開会  
於 議 場

## 1. 議事日程

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                                     |
| 日程第 2 |        | 会期の決定について                                      |
| 日程第 3 |        | 諸般の報告  |
| 日程第 4 |        | 行政報告   |
| 日程第 5 | 報告第 2号 | 議会活性化調査特別委員会の報告について                            |
| 日程第 6 | 報告第 5号 | 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について              |
| 日程第 7 | 承認第 9号 | 専決処分事項の承認を求めることについて(令和6年度山江村一般会計補正予算(第2号))     |
| 日程第 8 | 承認第10号 | 専決処分事項の承認を求めることについて(令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算(第1号)) |
| 日程第 9 | 同意第 1号 | 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて                  |
| 日程第10 | 認定第 1号 | 令和5年度山江村一般会計決算の認定について                          |
| 日程第11 | 認定第 2号 | 令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について                  |
| 日程第12 | 認定第 3号 | 令和5年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について                    |
| 日程第13 | 認定第 4号 | 令和5年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について                  |
| 日程第14 | 認定第 5号 | 令和5年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について                    |
| 日程第15 | 認定第 6号 | 令和5年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について                 |
| 日程第16 | 認定第 7号 | 令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について                 |
| 日程第17 | 議案第39号 | 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について                      |
| 日程第18 | 議案第40号 | 令和6年度山江村一般会計補正予算(第3号)                          |
| 日程第19 | 議案第41号 | 令和6年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第1号)                  |
| 日程第20 | 議案第42号 | 令和6年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第1号)                    |
| 日程第21 | 議案第43号 | 令和6年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第1号)                 |
| 日程第22 | 議案第44号 | 令和6年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算(第1号)                 |
| 日程第23 | 議案第45号 | 令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算(第2号)                      |
| 日程第24 | 議案第46号 | 令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算(第1号)                    |

## 2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 白川俊博議員 | 2番 北田愛介議員 |
| 3番 本田りか議員 | 4番 中村龍喜議員 |
| 5番 赤坂修議員  | 6番 横谷巡議員  |
| 7番 立道徹議員  | 8番 西孝恒議員  |

9番 久保山 直 巳 議員

10番 森 田 俊 介 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	副 村 長	
教 育 長	藤 本 誠 一 君	総 務 課 長	平 山 辰 也 君
税 務 課 長	迫 田 教 文 君	企 画 調 整 課 長	清 永 弘 文 君
産 業 振 興 課 長	松 尾 充 章 君	健 康 福 祉 課 長	今 村 禎 志 君
建 設 課 長	蕨 野 昭 憲 君	教 育 課 長	一 二 三 信 幸 君
会 計 管 理 者	高 橋 忍 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	新 山 孝 博 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） おはようございます。ただいまから本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

ただいまから、令和6年度第5回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森田俊介議員） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定によりまして、3番、本田りか議員、4番、中村龍喜議員を指名いたします。

-----○-----

### 日程第2 会期の決定について

○議長（森田俊介議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては8月23日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議をされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

5番、赤坂修議員。

○議会運営委員長（赤坂 修議員） 令和6年第5回山江村議会定例会につきまして、去る8月23日、午前9時から議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議しておりますのでご報告申し上げます。

会期につきましては、本日9日から13日までの5日間としております。

本日開会、報告、提案理由の説明を行い、その後休会とし、議案審議を行うこととしております。

2日目の10日は休会としており、議案審議を行うこととしております。

3日目、11日は一般質問となっており、今回6名の議員から通告がなされておりますが、11日は2名の一般質問を行います。発言の順序はくじ引きにより決定しており、時間については質問、答弁を含めて60分となっております。

4日目、12日は同じく一般質問を行い、残りの4名の一般質問を行います。

最終日の5日目、13日に質疑、討論、表決を行い、閉会と決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（森田俊介議員） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（森田俊介議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

6月12日の議会定例会以降の議会に関する報告を行います。

6月16日、球磨郡消防ポンプ操法大会が須恵文化ホールで行われております。

6月19日、「山江栗」GI登録祝賀会が山江温泉ほたる、全議員の出席の下に行われております。

6月24日、主要地方道坂本人吉線改良貫通促進期成会総会が農村環境改善センターで行われております。また、人吉下球磨消防組合議会臨時会が消防本部で行われております。西議員が出席しております。

6月28日、県道相良人吉線改良貫通促進期成会総会が相良村総合体育館で行われております。

6月29日、山田大王神社総会が山田大王神社で行われております。

7月5日、県庁織月会がホテル熊本テルサで行われております。

7月10日、三期成会合同定期総会と川辺川ダム建設促進協議会総会がホテル華の荘で行われております。

7月11日、定例郡議長会議が行われておりますが、くま川鉄道の経営方針とか、方針説明があさぎり町役場で行われております。

7月23日、熊本県町村議会常任委員長・議会運営委員長研修がオンラインで役場大会議室で行われております。

7月24日～26日、令和7年度主軸事業要望及び行政視察研修を東京及び福島から全議員で出席しております。これは後ほど副議長のほうから報告があります。

次に、8月19日、人吉下球磨消防組合議会臨時会が消防本部で行われております。組合議員が出席しております。

8月21日、人吉球磨広域行政組合議会定例会がクリーンプラザで行われております。組合議員が出席しております。

8月23日、議会運営委員会が議会委員会室で行われております。

9月3日、議会全員協議会が9月の定例会に向けての協議をしております。議会委員会室で行われております。

以上で報告を終わります。

次に、一部組合の活動報告を行います。

はじめに、人吉球磨広域行政組合議会議員、4番、中村龍喜議員より報告をお願い申し上げます。

中村龍喜議員。

○4番（中村龍喜議員） それでは、令和6年第3回人吉球磨広域行政組合の定例会が、8月21日人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されましたので、ご報告いたします。

日程第1、会議録署名議員については、本村の本田りか議員、それから球磨村の田代利一議員が指名されました。

日程第2、会期の決定では、会期を8月21日の1日間に決定しました。

日程第3、行政報告では、代表理事から、令和6年第1回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、議案第5号、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第1号）

日程第5、認定第1号、令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、この2件については一括して代表理事から提案理由の説明を受け、日程第4、議案第5号に

ついて、執行部から補足説明を受けたあと質疑、採決を行い、原案どおり可決しております。日程第5、認定第1号については、会計管理者から補足説明を受け、続いて代表監査委員から決算意見書の報告を受けたあと、令和5年度決算特別委員会を設置し、それに付託することを決定しました。

追加日程第1、令和5年度決算特別委員会の設置について、日程に追加し、8名の委員が選出され、委員長に人吉市の牛塚孝浩議員、副委員長に水上村の杉野貴文議員が選出されました。

日程第6、発議第1号、新ごみ処理場施設建設に関する特別委員会設置に関する決議では、提出者の山口和幸あさぎり町議員から提案理由の説明を聞き、質疑採決を行い、原案どおり可決されました。新ごみ処理場建設に関する特別委員会が設置されまして、組合議員23名が議長から選出されました。直ちに第1回ごみ処理場施設建設に関する調査特別委員会が開催され、委員長にあさぎり町の山口和幸議員、副議長に人吉市の西信八郎議員が互選されたのでご報告いたします。

日程第7の委員会の閉会中の継続審査及び審査については、議会運営委員会、令和5年決算特別委員会及び新ごみ処理場施設に関する調査特別委員会から、各委員長より申し出がありまして、申し出のとおり了承しましたのでご報告いたします。

以上、令和6年度第3人吉球磨広域行政組合議会定例会の結果についてご報告いたします。

○議長（森田俊介議員） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員、8番、西孝恒議員より報告をお願い申し上げます。

西孝恒議員。

○8番（西 孝恒議員） では、前回の6月定例会後に行われました消防議会臨時会が2回開催されていますので、その結果について報告いたします。

まず、令和6年6月第2回人吉下球磨消防組合議会臨時会から行います。

日時は令和6年6月24日午後3時開会です。場所は人吉下球磨消防組合消防本部会議場です。出席者は議員8名、執行部は管理者6名、監査委員1名、職員6名、事務局2名、計23名です。

日程第1、会期の決定については、日時と同じ1日間と決定です。

日程第2、会議録署名議員の指名は、2番、平田清吉議員（人吉市選出）と私、3番、西孝恒です。

日程第3、議案第1号、人吉下球磨消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第4、議案第2号、令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第1号）について。

日程第5、報告第1号、令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計継続費繰越計算書の報告について。

日程第6、報告第2号、令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

以上、全議案とも原案可決です。

日程第7、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長、竹田農利人（錦町選出）の報告は、4月19日に第15回目の特別委員会を開催したので、その概要報告がありました。

以上、6月24日の臨時会会議結果報告でした。

次に、令和6年8月第3回人吉下球磨消防組合議会臨時会会議結果について報告いたします。

日時は令和6年8月19日午前10時開会です。場所は人吉下球磨消防組合消防本部会議場です。出席者は議員8名、執行部管理者4名、管理者代行2名、職員6名、事務局2名、計22名です。

日程第1、会期の決定については、日時と同じ1日間と決定です。

日程第2、会議録署名議員の指名は、4番、竹田農利人議員（錦町選出）と5番、東純一議員（球磨村選出）です。

日程第3、議案第1号、財産の取得については、中央署高規格救急自動車整備事業に伴うものです。

日程第4、議案第2号、人吉下球磨消防指令事務協議会の設置について。

日程第5、議案第3号、令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）について。

以上、全議案とも原案可決です。

日程第6、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は、6月24日に第16回目の消防庁舎建設に関する特別委員会を開催したので、その概要について報告がありました。

以上、報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 行政報告

○議長（森田俊介議員） 次に、国会議員要望及び行政視察の報告をお願いいたします。

久保山直巳議員、よろしく申し上げます。

○9番（久保山直巳議員） おはようございます。それでは、令和7年度主軸事業要望及び行政視察研修報告を行います。日程につきましては、7月24日から26日ということでございます。

まずはじめに、7月24日、衆議院及び参議院議員の会館ということで、要望をお渡しに行っております。要望内容につきましては、1、介護保険の公費負担支援について、2、企業誘致の推進について、3、教育支援活動等に対する予算及び支援員の確保について、4、道路事業の整備促進について、5、橋梁の長寿命化の修繕について、6、国土強靱化の推進等について、7、国民健康保険税の連帯納税義務について、8、球磨川北部地域国営川辺川土地改良事業区域等の基盤整備の推進について、9、農業・農村整備事業等の促進について、10、農林整備事業の拡充強化について、11、野生鳥獣被害対策について、12、家畜伝染病防疫体制整備について、13、地域資源を活用した地域活性化に対する支援について、14、森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて、15、民生委員・児童委員活動の環境整備と活動費の予算について、この15項目について、まず衆議院議員の金子代議士のほうにお渡しをしまして、金子代議士のほうは本人、代議士おられましたので、全員で意見交換を行っております。そのあと参議院議員の会館に行きまして、松村議員、馬場議員、進藤議員、こちらのほうは公務で不在でございましたので、秘書の方にお渡しをして、内容をお伝えいたしております。以上、24日の令和7年度の主軸事業要望については、24日に行ってきました。

次に、7月25日、山形県西川町ですね、こちらの方に視察に行っております。ここでは町長自ら研修をしていただきまして、西川町長、名前のほうが菅野大志町長でございます。

この方のまずプロフィールを申し上げますと、1978年山形県西川町生まれ、寒河江高校を1997年に卒業、2001年早稲田大学卒業、2001年財務省を入局、入省ですね、2006年が金融庁、2008年が財務省、2018年が金融総合政策局地域課題解決支援チーム、2

019年が金融庁監督局総務課地域課題解決支援室、2021年が内閣官房まちひとしごと創生本部事務局、2022年内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、2022年に山形県西川町長ということになります。

また、パワレワークということ、これは兼務でされている仕事であります、全国若手町村長会の副会長と、次が、公務員と金融機関の交流の場、一般財団地域委員会、メンバーが2,500名超おられるということで、これは本人が創設者ということで理事をされております。また、株式会社更木ふるさと興社CFO、一般社団法人ワークデザインラボコーディネーター、西川町総合開発株式会社代表取締役社長、また、一般社団法人月山朝日観光協会副会長ということでございます。趣味がマラソン、ラジオ、読書、本のほうは司馬遼太郎の本がお好きということのようです。特技がカヌーと事業計画作成とあります。娯楽がサウナの水風呂、好きな歌が西野カナと書いてありますけれども、西野カナさんの歌が好きなのかなと思うところでございます。尊敬する人は、遠藤俊英、元金融庁長官ですね、元税務大学長、2023年よりソニーフィナンシャルグループの社長兼最高責任者（CEO）の方を尊敬されているということです。座右の銘は単純明快ということでございます。

山形県の西川町は山形県の中央部に位置し、山形市から車で約40分、面積が393キロ平方メートル、95%が森林ということでございます。人口は4,594人（7月1日現在）、高齢化率は47%です。到着後ですね、つなぐ課の課長以下職員が、役場内の全課を案内されて、職員全員が起立して出迎えていただきました。研修のほうを菅野町長、内藤副町長、荒木健康福祉課長らと意見交換ということでございます。菅野町長より、西川町の概要や町政についての説明があり、菅野町長及び内藤副町長は財務省の出身で、国の補助金制度や活用について非常に熟知しておられて、山江の財政についても若干アドバイスをいただいたというところでございました。

町は、菅野町長就任後2年でですね、人口動態における社会増減が、転入転出がゼロとなったということでもあります。その原因を住民の意見として、温かい地域、温かさを感じるということをお返答されておりますので、これが一番印象的だったなと思うところでございます。

また、町政の特徴として、1、財源確保、あらゆる国の補助金、交付金を活用すると。また②が、関係人口を意識した政策の立案、町のファンとのふれあいということでですね、また、対話とつながりを基軸とした政策立案、地域課題の把握と解決ということで、2023年にはですね、53回の対話をされたというようなどころでございます。また、資金、企画力、プレイヤーということで、資金確保、役場の脚力と実行者ですね。予算面での戦略の徹底、予算6原則の実行ということで、これも町長が掲げておりますが、1、ニーズベースと地域課題解決、経済効果、関係人口、持続可能性、財源確保ということを掲げておられます。

こういったことをですね、町長自らお話をいただきまして、今回研修を行ってきたわけですが、このころからですね、少し西川町付近で雨のほうがひどくなりまして、ここを出るころも相当雨が降っておりまして、26日には非常に山形のほうは大変なことになっておりまして、私たちがその26日は福島のほうに移動しておりましたので、私たちには影響はなかったというところでございます。

26日でございますが、今度は福島ですね、会津猪苗代見祢集落結乃村の研修ということで、ここは小板橋さんという元役場の職員の方に研修をしていただいております。猪苗代町中心からですね、北へ1キロ、猪苗代湖の北に位置する北側には磐梯山、世帯数が36戸ということで、

販売農家は8戸、人口は150名、高齢化率は35%ということで、結構高齢化率は比較的低いのかなと思ったところです。

地域運営組織は平成12年度にですね、中山間地地域等直接支払制度の開始に伴い、農地等保全活動や新そば祭り開催など、活性化策などを定めた集落協定の策定を機に取り組んだということでございます。平成18年度に農用地利用の改善団体を設立し、集落の農地は集落の大規模農業者が責任をもって営農することを規定、平成20年度に見祢営農組合を設立し、農産物のPR、販売、首都圏等の都市農村交流、グリーンツーリズム体験などを行い、集落への集客を図られております。平成22年3月、地域の担い手が離農することを機に、集落営農組織結乃村を農楽団と変えておられます。平成25年3月農村レストラン事業実施に伴い、法人格が必要となり、農事組合法人「結乃村農楽団」を設立し、農村営農を開始、組織の特徴としては、資金確保のために農産物を販売事業から始まり農産物へとつながったということでございます。収益事業、米、そば、アスパラ、その他野菜生産販売、農産加工品の販売と委託販売を含むということでございます。農村レストラン結の運営、グリーンツーリズム、農業体験の受け入れ、農薬、肥料等、散布用ドローンによる防除と農産物の受託、そのほか非収益事業として、集落、農村周辺環境維持保全活動、都市農山村交流、有害鳥獣対策、狩猟者の育成、独居高齢者世帯の見守り、そして用足しということで買い物支援ですね、ワゴン車のテストを運用されております。

感想としましては、集落ビジョンを作成、住民へ配布してのビジョンを共有しているということでございます。そして、後継者の育成として、子どものころからですね、集落行事に参加をさせ、地元愛を植え付けているということでございます。積極的に集落の飲み会などを開催して、若者を巻き込んでおられるということでございます。また、アドバイスとして、成功事業のまねでは駄目だと、地域の特徴が異なるので、考え方、手法を参考にすることが重要であると強調されました。

また、管理業務、こちらの従来のPDCAのサイクルからですね、今はOODA（ウーダ）の活用ということで、見る、観察、わかる、状況判断、決める、意思決定、動く、行動、見直す、フィードバックというようなことを活用することが、今後は大事だということもおっしゃっておられました。

以上、今回の令和7年度主軸事業要望及び行政視察研修報告を終わります。以上です。

○議長（森田俊介議員） 以上で、一部事務組合等の活動報告が終わりました。

日程第4、村長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） 皆様、おはようございます。議長には発言の機会をありがとうございます。

本日ここに令和6年第5回山江村議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席を賜る中に開催できますこと、心から感謝申し上げます。

まず、先般熊本県に上陸した台風10号でありますけれども、進む速度が遅く、また迷走しながらゆっくりと接近するという、非常に対策を立てにくい台風でございました。情報はこれまでに最大クラスという情報もありまして、本村への影響を想定しながら、高齢者避難情報並びに避難指示を発令をさせていただいたところであります。ある程度の被害も想定しておりましたけれども、人的被害もなく、本村における被害につきましては、公共土木関係が、道路に崩土と倒木が数カ所発生したというのみでありました。また、農林産物への被害につきましても栗への被害

が5%程度と聞いておりますし、稲の倒伏などの被害もないということでもありますので、最小限に抑えられたと思っております。

村民の皆様のご協力に感謝を申し上げますとともに、今後とも役場の情報等をはじめテレビ・ラジオなどの情報に、まず自分の命は自分で守るという大前提の中にですね、自らの安全確保をよろしくお願ひしたいと思ひますし、役場としてもしっかりそういう災害情報の発信に努めてまいりたいと思ひております。

それから、私事でありますけれども、今回長期にわたる入院をいたしましたので、少し事情を説明させていただきますと、若いころ競技スポーツ、いわゆる勝つことを目的として取り組んでおりましたソフトテニスの練習中に、右足首をひどく捻挫をしました。剥離骨折をしていたわけですけれども、ただ50年過ぎた今になって痛みが走り、長い距離を歩くとですね、非常に右足が痛むというようなことで、村長という仕事に支障がでてきたということでございます。私の今回の任期はあと2年ございまして、今後公務を遂行するのに困難な状況がでることを懸念をいたしまして、思い切って手術することを決断したという次第であります。7月1日に入院、2日に手術を実施し、段階を追いながら体重荷重のリハビリに当たってきたところであります。

手術の内容につきましては、右足首にボルト3本を挿入し固定するという手術であり、完全に骨が再生するまでに4カ月の診断でございます。いわゆる完治するまで10月いっぱいとなりますけれども、留守中は村民の皆様方をはじめ議員各位並びに職員関係機関の皆様には、大変ご心配、それからご迷惑をおかけしてまいりました。入院中につきましては、週1回総務課長が決済を病院のほうに持ってきておりましたし、各種会議につきましては、担当課長で対応させていただいたということでございます。

ただ、どうしても私の出席が必要というような会議におきましては、リモート、いわゆるテレビ電話により出席してまいりました。課長会もリモートでいろんな情報交換をしてきたところでありますが、8月21日に職場復帰しているところであります。以前と変わらぬようまたしっかり職務に取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。留守中は本当に大変ご迷惑をおかけしました。

それでは、先般の定例会後の行政報告によりあいさつに代えさせていただきますと思ひます。

6月16日ではありますが、球磨郡消防ポンプ操法大会、議長報告があったとおりであります。本村からは第5分団が参加いたしまして、4位という結果でありました。

それから6月17日はケーブルテレビ事業民間譲渡移行事業者選定のプロポーザル審査を行いました。この件につきましては、この議会におきましても、ケーブルテレビを民間の委託にしたかどうかというような議論をさせてもらってきたところでありますけれども、今回、いわゆる公設民営をスタートとして、そのプロポーザルを行ったところであります。1社参加をいたしまして、決定をさせていただいております。CBBS株式会社というところでありまして、これは実績としてですね、長野県の小谷村についての村営ケーブルテレビを民営化したというような会社であります。来年4月スタートとして、今からその移行に向けて協議をしていくということになろうかと思ひます。

それから6月18日、やまえ栗まつり実行委員会を行っております。9月22日、今月の9月22日をその開催日としておりまして、もう既にその栗まつり月間として様々な行事が行われているところでございます。

それから6月19日につきましては、やまえ栗地理的表示保護制度、いわゆるG Iの登録祝賀会を行わせてもらっております。議員の皆様方は全員出席いただきまして、心から感謝申し上げたいと思いますし、このG I登録をですね、やはり栗の価格にいかん反映させるかというのが一番の目的でありますので、その目的に向かって様々な取り組みをしていきたいと思っております。

6月20日、山江村史編纂委員会を開催いたしました。これは何度も申してきておりますけれども、来年6月の刊行をめどに取り組んでいるところであります。130周年記念の事業として、令和2年にスタートさせておりますけれども、もう既に4年間過ぎておりますが、ただその間でですね、全く身動きがとれないコロナ感染症の時期もありましたので、130周年記念でありますから、いわゆる明治の合併以降のこの山江村の近代並びに現代の村の歴史についてですね、現在編纂作業が始まっているというところでございます。

それから6月21日は山江村農林産物振興協議会の総会が行われております。これも村内で生産されながら、不要といたしますか、なかなか活用できない柚子、それからニオイヒバですね、捨てられてもおります。これをいかに活用するかということで、柚子胡椒とアロマオイルの商品開発に取り組んできたところであります。その総会でありますけれども、後ほど8月1日に実は熊本県ですね、令和6年熊本県優良新商品表彰事業の食品部門に応募させていただきました。もう新聞報道等でなされておりますけれども、その柚子胡椒のほうは、いわゆる熊本県山江村の達人柚子胡椒、5の方が作られた柚子胡椒5品目を1セットとして売るといようなことですが、最優秀賞、金賞を受賞したということでございます。

ということでありますし、また、エッセンシャルオイルにつきましては、実は東京のTBSラジオですね、本当に長い時間、山江村のエッセンシャルオイルが、柚子のエッセンシャルオイルが大変素晴らしいという放送をしてもらってもおります。いよいよもって販売に移るといことであるので、最優秀賞、またそういう評判をしっかりと発信しながらですね、新しい商品売り出しながら、山江村の活性化につながるというようにしたいと思っております。

それから、21日は山江村グリーンな栽培体型研究検討委員会を開催いたしております。これはSDGsに伴いますバイオ炭をいかに活用して、その農業を振興させるかというように取り組みであります。いわゆるバイオ炭の事業をやると、当然Jクレジットでその炭を売って脱炭素で企業に買ってもらうというようにもできますけれども、その効果と活用がどのような活用方法があるのか、どのような効果があるのかということは今、研究をする委員会が始まっているということでございます。熊本県立大学の教授を委員長にして会議を進めているということでございます。

それから6月24日、主要地方道坂本人吉線改良促進期成総会がございました。会長が私、会長をしていただきましたけど、今回八代市長のほうに譲っております。

それから、先ほど議員報告ありました人吉下球磨消防組合議会臨時会のほうに私も出席しました。

それから6月25日でありますけれども、一般社団法人くま川鉄道管理機構設立総会がございました。これにつきましては、今までですね、くま川鉄道がすべてを管理運営してきておりましたけれども、上下分離方式といたしまして、営業部門について、要するに鉄道を走らせるという部分については球磨川鉄道、それから下のレール部門とか橋梁部門についてはですね、各市町村で

鉄道管理機構を設立しながら管理していくというような方式が変わっていきます。いわゆる、その上下分離方式の下のほうの機構の設立総会でございます。

それから山江村環境整備協議会の総会を25日に行っております。災害を前にいたしまして、山江村の環境整備、これは山江村の建設業の方々の協会でございますけれども、その地域分担をさせてもらう協定を結ばせてもらっておりますけれども、その総会を行ったということでもあります。

それから6月26日、全国大会出場激励金交付式、カヌーでありますけれども、5名の方々が九州大会並びにインターハイのほうに出場されるということで、その激励金を交付させてもらっております。さらに、今年の国体につきましては、現在体育館のところに横断板ですかね、横断幕じゃなくて横断板を掲げさせてもらっておりますけれども、松下将吾君、石本昊士君、それから田村海惺君、3人が国体のほうにも出場するというので、ぜひ活躍をしていただきながら、本当に山江村に活力を与えていただければと思っております。

それから、同じく26日、山江村再生可能エネルギーゾーンニング計画業務委託プロポーザル審査を行いました。これもゼロカーボン宣言を山江村は行っております。昨年その再生可能エネルギーの導入計画を作っているところでありますし、議会にもご報告させてもらっているところでありますけれども、そのゾーンニングといいますか、本当にどの地域に再生可能エネルギーを設置できるのか、どの地域には設置するといろんな不都合があるのかというような計画を作らせてもらうと、これは座談会をまわりたいということもありまして、非常にタイトなスケジュールでありますけれども、本年中にそのゾーンニングを計画を策定するというのであります。議員の皆さん方におかれましては、ぜひそういういろんなご意見もお聞かせ願えれば幸いに存じます。

6月26日は子ども・子育て支援事業計画策定支援のプロポーザル審査を行っております。それから大雨による災害警戒本部を立ち上げさせてもらいました。

次に同じく6月27日でありますけれども、山江村の石蔵拠点整備パートナー企業選定プロポーザルの審査を行っております。石蔵拠点整備事業を今年は基本計画を作るということで進めているところでありますけれども、この石蔵計画を進めるに当たって、官民一体となって企業の活力を活用しようというようなことを計画してございます。従いまして、そのパートナーの企業を公募しておりまして、応募をいただきましたのでその審査を行ったということでもあります。

ちなみに、パートナー企業としてやまえ堂が進出をしたいということでもあります。店舗をかまえたいということでもありますし、また、株式会社ローカルというところが手を挙げておりまして、現在のところその2社と一緒に官民一体となってその石蔵拠点のほうの活性化、仕事づくり等を、それから栗をしっかりと売るとか、発信をするとかというような事業を展開していくということになります。いずれにしましてもこの事業につきましては、今年基本計画を作るということになりますので、議員の皆さん方も委員として出してもらっているところでありますけれども、非常に山江村にとっては大きなプロジェクト事業でありますので、また議員の皆様方も先進地を研修いただくなど、ぜひご支援、ご協力、それからいろんなご意見も賜りたいと思っております。

それから6月28日が県道相良人吉線の改良促進期成会の総会を行いました。これにつきましては、相良から私のほうが会長を引き受けさせてもらっております。

7月22日でありますけれども、地域未来創生会議の設置に向けた準備会議等でございます。これは新しく熊本県知事に木村知事が就任されましたけれども、各地域をまわりながら創造会議を

開催したいという旨でありました。その準備会議として、人吉球磨の市町村長を集められまして、いろんな意見交換をさせてもらったということであります。

私、リモートにおいてですね、参加をしたということでもありますけれども、ちょっと発言した内容をお伝えしますと、二つしております。一つは、県営の工業企業団地を人吉球磨に造ってほしいということを要望しました。現在、各企業が出てきてですね、人吉球磨ではなかなか集まりにくいという現象が起きております。その前にはですね、T SMCの第3工場を持ってきてほしいということも申しておりましたけれども、なかなかかなわないとなるならば、県営の工業団地をしっかりと持ってきながら、その企業を誘致していくことではないと、八代に工業団地できるという話でありますので、人吉球磨の人間がそちらに全部移ってしまうというような可能性があります。従いまして、人吉球磨にも県営工業団地を造っていただきたいということがあります。

それから、先ほど言いました人がいないということについては、球磨工業高校を高専として昇格させてもらいながら、もちろんT SMCの半導体部門やG Xといわれるグリーントランスフォーメーションですが、緑を中心とした企業をどう動かすかとか、DXといわれる、デジタルトランスフォーメーションといわれる、デジタルを活用してこの地域のそれぞれの地域の活性化をどう図るかというような技術者を養成するというような県営のですね、高等専門学校を球磨工業から昇格させてほしいというようなことを申しておりました。この件につきましては、この地域がですね、どうしても人口が減っていってしまうというような、南北問題も含めて、その問題に歯止めをかけるための大きな事業として、県が本腰となって取り組んでいただきたいということも申したところであります。

それから7月31日、山江村総合エネルギー検討委員会。

8月2日、山江村農地集積推進チーム会議、これは山江村の農地をどういうふうにするかという、地域計画を現在作っておりますけれども、これは農水省の補助を受けて今、動いているところでありますけれども、そのスタートの会議をやっております。

それから8月7日は石蔵活用拠点整備基本計画の先ほどのプロポーザル審査を行わせてもらっておりますし、8月8日は、新しいALTが来られましたのでその辞令交付式、それから16日が令和5年度の決算意見書の提出、監査委員の方からでしたが、いずれもリモートにて参加をさせられているところであります。

8月21日につきましては、山江村総合公園建設検討委員会を開催しながら、現在、万江地区、それから丸岡公園、山田地区、それぞれに公園を設置しながら、山江村全体が公園化となるような基本構想があるわけでありまして、それを受けてどういうふうに進めるかというような話をさせてもらっているところであります。

それから8月22日が国保運営協議会であります。

それから8月23日、山江村グリーンな農業栽培体系研究検討委員会は、いわゆるバイオ炭の研究についての今後の方針を決めさせてもらっております。

24日はやまえ堂の夏祭りに案内がありましたので参加をしてきました。

それから8月27日から30日にかけて、台風10号が接近をいたしました。冒頭申し上げましたとおり、対策会議を開催したところでありますけれども、警戒対策会議を2回、それから対策本部会議を3回行いまして、情報収集、またその対策並びに避難指示等の発令について決定をし、注意喚起を呼び掛けたところであります。

それから9月3日は平瀬祥子さん、やまえ栗アンバサダーでありますけれども、スイーツ教室を山江中学校の生徒、実は14名の生徒が興味を示してくれまして、そのパティシエ並びに、男性をパティシエと言うそうであります。女性をパティシエールと言うそうでありますけれども、その卵が授業受けてくれて非常ににぎわった、楽しそうにやっておった姿が印象的であります。

それから3日につきましては、村史編纂委員会を開催しております。大体原稿が出そろったということですので、あと編纂と編集作業によいよ入るということですが、これからもまだまだちょっとご苦労もあろうかと思っておりますけれども、編纂委員の方々、また執筆委員もおられますので、執筆委員の方々にもよろしく申したところであります。

それから4日は、山江中学校海外語学研修報告会として、シンガポールに8名の中学生を派遣しておりました。いわゆる英検3級取得者の中から、広く視野を広めてグローバルな人材等をどう育成するかというような観点の中で、毎年派遣しているわけでありますけれども、8名の中学3年生がその報告に来たわけであります。全員海外は初めてということでもありますし、それぞれですね、本当に大変だと思うとったら、意外とすんなり行ってきましたとかですね、いろんな海外の方と身振り手振りで話すことができ楽しかったとかですね、というような感想を言ってくれまして、英語がさらに上手にしゃべれるということも含めて、本当に視野を広めるという部分については、非常に有効な研修かなということを感じたところであります。

それから9月6日でありますけれども、第2回の山江未来づくり協議会を開催いたしました。いわゆる、先ほど久保山議員のほうから研修報告がありました。農村RMOといわれる地域運営組織、これを山江村全体で山江村全体を運営しようと、「結」という言葉がありましたが、山江では「かちやり」という言葉と同じ意味であります。要するに相互に助けながら暮らしをそうやって守っていくのか、土地をどのように活用していくのか、それからたくさんある山江村の地域資源をどのように活用して活性化していくのか、というようなことについて、ワークショップにて協議会を開催させていただきました。

第1回目のワークショップでありまして、今回はそれぞれの山江村の課題についていろんな意見をいただいたところであります。次回からは、その課題をどのように解決していくかというようなことに移っていくというような話でありますし、いろんな知見を広めながら、私としては、新しい山江村をつくる第一歩だと思います。まさに未来づくり協議会だと感じておりますし、この件につきましては、今秋に開催します地域づくり懇談会の中でも広くご紹介をし、意見を求めていきたいと思っております。

それから、同じく村長杯のビーチボールバレー大会がありましたので、あいさつをしてきております。

それから、その未来づくり協議会におきましてはですね、議員の方も委員として参加をいただいております。大変ありがたいと思っておりますけれども、ぜひ議員の全体の方々にもご報告の中に、山江村一体となってですね、この事業を進めていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから9月8日につきましては、昨日ですが、山江村の総合防災訓練を行いました。初めての取り組みでありましたけれども、今まではどちらかというと大雨を想定しながら防災訓練、避難訓練をしてきたということですが、マグニチュード7.1が球磨南縁断層のずれにより起きたと、山江村は震度5強の地震が発生したというような想定の中で活動を行ったということ

であります。地震に対する防災訓練は初めてでございましたけれども、消防本部から防災ヘリ出動いただきながら、12区の方がこの地震により負傷したということの想定の中に、ヘリの吊り上げにより、役場前のヘリポートに搬送をしたというような救助訓練も行ったということであり  
ます。

もちろんいろんな形でですね、良かった点多々あろうかと思えますし、ただ課題も見えてきたかと思えます。昨日実施しただけでありますので、早々にはいきませんが、諸々会議を通じてですね、ないほうがいいんですけれども、地震も各地で、最近では日向灘で大きな地震がありましたし、また、南海トラフの問題もありますので、しっかりと対応できるようにその課題も整理しながら、実際起きたときに対応できるような体制をとっていければと、また村民1人たりとも人的被害を出さないという大きな方針の中に、その対策をうっていければと思っているところであります。

以上、諸般の報告を申し上げたところであります。

以上をもってあいさつに代えさせていただきたいと思えますけれども、本日村長提案の議案につきましても、報告案件が1件、専決処分の承認案件が2件、同意案件が1件、決算の認定が7件、同文議決案件が1件、令和6年度補正予算案件が7件の合計19件でございます。どうぞ慎重にご審議いただきまして、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げ、あいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員） これで村長の行政報告は終わりました。

-----○-----

#### 日程第5 報告第2号 議会活性化調査特別委員会の報告について

○議長（森田俊介議員） 日程第5、報告第2号、議会活性化調査特別委員会の報告について、委員長の説明を求めます。

1番、白川俊博議員より、報告は答弁席からお願いいたします。

白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 報告第2号、令和6年9月9日、山江村議会議長、森田俊介様。議会活性化調査特別委員会委員長、白川俊博。

議会活性化調査特別委員会報告。本委員会は、令和5年6月9日議会定例会において、議会の活性化と機能強化並びに議会活動の効率化を高める環境整備を目的として、議会活性化調査特別委員会を設置しました。

本委員会がこれまで調査活動してまいりました内容について報告いたします。

期日、名称、概要の順に説明いたします。

令和5年6月22日、第1回委員会において、具体的な内容、スケジュール等の検討を行いました。

令和5年7月3日、第2回委員会では、視察研修を行い、多良木町議会に出向き、議員研修を行ってまいりました。

令和5年8月4日、第3回委員会では、タブレット導入の企画書作成を行い、令和6年1月23日、第4回委員会において、実際にタブレット研修の操作の説明を受けた研修を実施し、令和6年2月28日、第5回委員会においては、タブレットの応用に向けた実践研修を行ってまいり

ました。

以上、5回の委員会を開催し、令和6年3月議会臨時会より、本会議において紙ベースの運用とタブレットを活用しての運用を併用してまいりました。また、議会運営委員会、議会全員協議会、広報編集特別委員会等においてもタブレットの運用を行い、環境整備を充実してまいりました。

なお、今定例会より議案等の紙ベースの運用を終了し、タブレットの運用に一本化を図り、より一層の議会効率化に努めることといたしております。今後とも様々な議会活性化に向けた取り組みを行い、村民に親しまれ、信頼される議会となるため、村民の負託に全力でこたえることを改めて決意し、議会活性化調査特別委員会の最終報告といたします。

○議長（森田俊介議員） それでは、ここでただいまの報告第2号について質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。報告第2号についてはこれで終わります。

-----○-----

**日程第6 報告第5号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について**

○議長（森田俊介議員） 日程第6、報告第5号、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、報告第5号についてご説明申し上げます。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して次のとおり報告するというものでございます。令和6年9月9日、本日提出でございます。山江村長、内山慶治としております。

表を掲げておりますが、1、健全化判断比率から説明申し上げます。

比率名、令和5年度比率、早期健全化基準と横に並んでおりますが、読み上げさせていただきます。実質赤字比率、令和5年度比率なし、早期健全化基準が15%以内、連結実質赤字比率、令和5年度比率なし、早期健全化基準が20%以内、それから実質公債費比率、令和5年度比率9.3%、早期健全化基準につきましては25%以内であります。それから将来負担比率、令和5年度比率なしの早期健全化基準が350%未満以内となっております。

次に、資金不足比率でありますけれども、同じく会計名、令和5年度比率、経営健全化基準の順に読み上げさせていただきます。会計名、簡易水道事業、令和5年度比率なしの経営健全化基準が20%以内、農業集落排水事業は令和5年度比率なしの経営健全化基準が20%以内となっております。

提案理由につきましては、健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、議会へ報告する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

次のページにはですね、代表監査の豊永知満監査、並びに議会選出の立道徹監査の意見書が提

出ということで、報告書が届いております。

次のページにつきましては、令和5年度の山江村普通会計財政健全化比率と審査意見書でありますので、お読みいただきたいと思っておりますけれども、令和5年度の決算につきましては、一般会計の財政健全化判断比率及び特別会計の経営健全化を判断する資金不足比率について、監査委員の方より審査意見書が提出されました。今回それを受けて財政健全化に関する法律に基づき、議会へと報告させてもらうものでございます。ご案内のとおり比率につきましては、すべて基準をクリアしておりますので、健全ということでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） それでは、ここで報告第5号について質疑を許します。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。報告第5号についてはこれで終わります。

-----○-----

**日程第7 承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和6年度山江村一般会計補正予算(第2号))**

○議長（森田俊介議員） 日程第7、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて(令和6年度山江村一般会計補正予算(第2号))を議題とし、提案者の説明を求めます。  
村長。

○村長（内山慶治君） 次に、承認第9号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、令和6年7月の大雨による村道の災害復旧について、緊急に予算措置をする必要が生じたために、令和6年度山江村一般会計補正予算(第2号)を専決処分させていただいたというものでございます。

次のページには専決処分書を載せているところであります。いわゆる災害に伴います緊急に対策が必要ということでの専決処分でございます。

次に、専第9号の補正予算であります。令和6年度山江村一般会計補正予算(第2号)でございますが、令和6年度山江村の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億3,520万2,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、地方債の補正でございますが、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。令和6年8月6日に専決をさせていただいております。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、専第9号について説明いたします。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますけれども、款21、村債につきましては、今年の7月の大雨によりまして被災しました村道柚木川内日当線、2カ所でございますけれども、この災害復旧のための測量設計委託料の財源として、災害復旧事業債350万円を追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額に350万円を追加いたしまして、45億3,120万2,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。歳出でございますが、款10、災害復旧費ですけれども、これも先ほど歳入のときに申し上げました測量設計業務委託料350万円を追加するものでございます。

歳出合計、補正前の額に350万円を追加いたしまして、45億3,520万2,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。第2表、地方債補正でございます。1、変更でございますけれども、起債の目的、公共土木施設災害復旧事業、補正前の限度額580万円を補正後の限度額930万円とするものでございまして、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

#### 日程第8 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算(第1号))

○議長(森田俊介議員) 日程第8、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて(令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算(第1号))を議題とし、提案者の説明を求めます。村長。

○村長(内山慶治君) それでは、承認第10号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、淡島日暮橋の災害復旧に伴う配水管布設事業を本年8月中旬に施工する必要が生じたために、令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算(第1号)を専決処分したものでございます。これにつきましては、現在、淡島の表参道橋の工事を県に委託しているところでありますけれども、その工事の進捗状況に併せてですね、この日暮橋の工事が必要というようなことでありましたので、専決処分させていただいたということでございます。

次のページに専第10号、専決処分書を掲げております。ご説明を申し上げますと、令和6年度山江村会計水道事業会計補正予算(第1号)でございますが、総則第1条、令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

資本的収入及び支出の補正、第2条、令和6年度山江村簡易水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございまして、資本的収入を100万円追加をし、収入総額を2,945万6,000円といたしまして、資本的支出を100万円追加をし、支出総額を5,958万1,000円とするものでございます。

企業債、第3条、予算第5条に定めた起債の限度額を次の表のとおり補正するというものでございます。令和6年8月6日に専決をさせていただいたものでございます。

内容につきましては建設課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それでは、専第10号、令和6年度山江村簡易水道事業補正予算（第1号）について説明いたします。

2ページをお開きください。令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算実施計画。資本的収入及び支出でございます。

収入、款3、資本的収入、補正前の額に建設改良事業債、過疎債及び簡易水道事業債を100万円追加し、収入総額2,945万6,000円とするものでございます。

支出、款4、資本的支出、補正前の額に建設改良費、淡島日暮橋配水管布設替え工事請負費を100万円追加し、支出総額5,958万1,000円とするものでございます。

1ページをお願いいたします。第3条、企業債の補正でございます。起債の目的、簡易水道事業、補正前の限度額330万円を補正後の限度額430万円とするもので、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。以上で説明を終わります。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 議案説明の訂正をさせていただきます。大変申し訳ありませんけれども、淡島の県に委託している橋梁名を表参道橋と私、言いましたが、正式は裏参道橋ということでございますので、訂正させていただきますと思います。大変失礼しました。

-----○-----

#### 日程第9 同意第1号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（森田俊介議員） 日程第9、同意第1号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは同意第1号についてご説明申し上げます。

山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてでございます。

次の者を山江村教育委員会委員に任命したので同意を求めるというものでございます。本日提出でございます。

記として表を掲げておりますが、住所が山江村大字万江甲767番地1、氏名、廣田昭信、敬称を略します。生年月日、昭和39年8月22日、任期につきましては、令和6年10月1日から令和10年9月30日までとなっております。

提案理由につきましては、任期満了に伴いまして、引き続き廣田昭信氏を適任者と認め、任命するためには地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

廣田昭信氏でございますけれども、平成23年3月19日から教育委員に就任をされておられまして、現在4期目でございます。令和6年9月30日をもって任期が満了するという事になっております。

廣田氏は万江、神園地区に居住をされておられまして、昭和58年3月に球磨工業高校を卒業後、平成19年4月から1年間万江小学校、PTAの副会長をされておられ、また、平成20年4月から、1年間同校のいわゆる万江小学校の会長を、PTA会長をされておられます。また、平成20年4月から1年間、同校のいわゆる前小学校のPTA会長をされておられます。平成21年4月か

ら2年間、万江小の学校評議員を歴任されてきた方でございます。過去13年6カ月間教育委員として熱心に取り組みましたし、本村の教育振興発展のためにご尽力をいただいているところでもございます。その間、球磨郡や熊本県の連絡協議会からの表彰も実は受けられております。

ご案内のとおり廣田氏は、人格も真面目でありまして、高潔、それからスポーツ面におきましても山江村体育協会の軟式野球部に所属され、郡民体育祭等にもですね、山江村の選手として参加されております。また、球磨郡町村教育委員会連絡協議会の幹事も努められております。これまでの経験を生かされまして、さらに本村の教育振興に寄与していただけると考えております。いわゆる本村教育委員として継続していただきたく、本議会、定例会で提案をいたしまして、任命の同意を求めるものでございます。人事案件でありますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

-----○-----

日程第10 認定第1号 令和5年度山江村一般会計決算の認定について

日程第11 認定第2号 令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について

日程第12 認定第3号 令和5年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について

日程第13 認定第4号 令和5年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について

日程第14 認定第5号 令和5年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について

日程第15 認定第6号 令和5年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について

日程第16 認定第7号 令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について

○議長（森田俊介議員） 日程第10、認定第1号から日程第16、認定第7号まで、令和5年度山江村一般会計及び特別会計決算の認定についてとなっております。

お諮りします。山江村議会会議規則第36条の規定により、一括上程したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、一括で上程いたします。

それでは、日程第10、認定第1号、令和5年度山江村一般会計決算の認定について、日程第11、認定第2号、令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について、日程第12、認定第3号、令和5年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について、日程第13、認定第4号、令和5年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について、日程第14、認定第5号、令和5年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について、日程第15、認定第6号、令和5年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について、日程第16、認定第7号、令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてを議題とし、提案者の総括的な提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それではご説明申し上げます。認定第1号から認定7号、一括にてご説明を申し上げたいと思います。

認定第1号から認定第7号までは、一般会計及び特別会計事業の決算認定でございます。決算認定につきましては、別案のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するというものでございます。これは令和6年9月9日、本日提出でございます。

提案理由といたしましては、いずれも地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議案の議案に付するため提案をさせてもらうというものでございます。

内容につきましては高橋会計管理者が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 高橋会計管理者。

○会計管理者（高橋 忍君） それでは、認定第1号から認定第7号まで、令和5年度一般会計及び特別会計決算につきまして、主に実質収支に関する調書にてご説明申し上げます。

お手元の令和5年度歳入歳出決算書綴りをご覧ください。

はじめに57ページをお願いいたします。令和5年度一般会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額52億6,321万3,766円、2、歳出総額45億2,426万6,814円、3、歳入歳出差引額7億3,894万6,952円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、2の繰越明許費繰越額7,324万6,000円、3の事故繰越し繰越額1,286万5,000円、合計8,611万1,000円、よって、5番、実質収支額は6億5,283万5,952円となります。

次に、58ページをお願いいたします。歳入歳出決算費比較分類表でございます。科目ごとの割合を円グラフで示しております。歳入におきましては、地方交付税が19億1,460万円で、全体の36.38%を占めております。歳出におきましては、総務費が最も多く、9億3,106万369円で全体の20.58%を占めております。

次に、59ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。1、公有財産、(1)土地及び建物でございます。公共用財産の土地につきましては、自然休養村管理センターの代わりに新たに万江体育館の土地を同面積計上してございます。山林の増加につきましては、村道岩ヶ野下払線の災害復旧によるものでございます。また宅地の減少につきましては、旧城内団地の払い下げによるのです。

次に、建物の減少につきましては、淡島公衆トイレの減、そして元の自然休養村管理センター建屋面積から万江体育館の増築面積を相殺した面積となります。

次に、60ページをお願いいたします。有価証券及び出資に関する権利でございます。前年度からの増減はございません。

次に、61ページをお願いいたします。基金でございます。一般会計基金の状況につきましては、出納閉鎖までの期間を含め、2億4,269万9,626円の増となり、最終的な現在高は26億9,660万4,084円となります。

次に、62ページをご覧ください。その他の基金です。実施合計235円の増加で、決算年度末現在高は6,744万5,726円でございます。貸付金につきましては、株式会社やまえからの償還金100万円があり、決算年度末現在高は100万円の残となっております。

次、3番、物品に関する調書であります。普通乗用車が2台の減及び軽自動車が2台の増加となっておりますのは、産業振興課公用車の入れ替えによるものでございます。以上が一般会計でございます。

次に、78ページをお開き願います。国民健康保険事業会計の実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額4億707万3,338円、2、歳出総額3億8,784万5,954円、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額とも1,922万7,384円となっております。

次に、79ページをご覧ください。財産に関する調書でございます。基金、国民健康保険財政調整基金でございますが、決算年度中の増減高は、1、1,200万円の増及び取崩し額2,000万円の減、出納閉鎖日の現在高につきましては、4,009万9,730円となっております。

次に、91ページをお開き願います。簡易水道事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額1億3,767万6,409円、2、歳出総額1億1,410万4,318円、3、歳入歳出差引額2,357万2,091円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、2の繰越明許費繰越額につきましては412万円、3の事故繰越繰越額につきましては0円、合計412万円、よって、5番、実質収支額は1,945万2,091円となっております。

次に、92ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。基金、簡易水道事業財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は319円の利子の増でございます。決算年度末現在高は1,600万6,607円となっております。

次に、103ページをお開き願います。農業集落排水事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額1億7,095万9,290円、2、歳出総額1億3,178万8,407円、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額とも3,917万883円となっております。

次に、121ページをお開き願います。介護保険事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額5億1,475万7,522円に歳出総額4億6,968万3,513円、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額とも4,507万4,009円、4、実質収支額は508万104円となっております。

失礼いたしました。3番の歳入歳出差引額につきましては、7,141万914円でございます。5番の実質収支額につきましても同額でございます。失礼いたしました。

次に、122ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。基金、介護保険財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は1,483円の利子による増でございます。決算年度中の決算年度末現在高7,425万5,166円となっております。

次に、132ページをお願いいたします。後期高齢者医療事業会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額4,663万8,269円に歳出総額4,470万7,860円、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額とも193万409円となっております。

次に、142ページをお開きください。ケーブルテレビ事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額5,403万8,431円、2、歳出総額5,196万1,420円、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額とも207万7,011円となります。

上記のとおり精算したところ相違ありません。令和6年7月1日、山江村会計管理者、高橋忍。審査の結果、相違ないものと認める。令和6年8月9日、山江村監査委員、豊永知満。同じく山江村監査委員、立道徹。上記のとおり監査委員の審査に付したところ、不都合がないので議会の認定に付します。令和6年9月9日、山江村長、内山慶治。

以上で、令和5年度山江村一般会計及び特別会計の説明を終わります。

-----○-----

#### 日程第17 議案第39号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（森田俊介議員） 日程第17、議案第39号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第39号についてご説明申し上げます。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてでございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の3第1項の規定によりまして、熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年熊本県指令市町村第23号）の一部を次のとおり変更するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するためには、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

次のページには、一部を変更する規約でございまして、その次のページには新旧対照表を掲載しております。

この議案につきましてでありますけれども、同文議決であります。市町村一気に議決を行うというものでございますが、国民の利便性向上の観点から、マイナンバー法等関連法が改正されまして、現行の保険証が廃止されることとなります。令和6年12月2日以降は、被保険者証が発行されなくなりますことから、熊本県後期高齢者医療広域連合の規約に使用されております被保険者証等の用語を、資格確認書に変更するために一部を改正するというものでございます。なお、施行日につきましては、令和6年12月2日でございます。以上でございます。

-----○-----

#### 日程第18 議案第40号 令和6年度山江村一般会計補正予算（第3号）

○議長（森田俊介議員） 日程第18、議案第40号、令和6年度山江村一般会計補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第40号についてご説明申し上げます。

令和6年度山江村一般会計補正予算（第3号）でございます。令和6年度山江村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるというものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,871万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6,392万1,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

地方債の補正でございますが、第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容については総務課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、議案第40号についていたします。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますけれども、主なものについて説明いたします。款8、地方特例交付金、それから款9、地方交付税につきましては、交付決定により合計で2,546万2,000円を追加するものでございます。款14、国庫支出金は、法改正による児童手当負担金や淡島裏参道橋の災害復旧費補助金など、1億3,451万9,000円を追加するものでございます。それから款18、繰入金につきましては、

石蔵拠点整備事業に伴う旧栗選果場の解体のための設計委託料や、酪農、肉用牛経営継続支援金に関する財源としてのふるさと応援基金からの繰入金など、2,013万5,000円を追加するものでございます。款19、繰越金は、確定によりまして4億1,950万5,000円を追加するものでございます。款20、諸収入につきましては、再エネ導入ゼロカーボン計画事業補助金や、実績による児童手当国庫負担金の追加給付など、3,037万4,000円を追加するものでございます。それから款21、村債につきましては、ゾーニング計画策定事業に係る過疎債の一部を充当しておりましたけれども、それが補助金に組み替えたということによりまして、それによります減額や公共土木施設災害復旧事業に伴います災害復旧債の追加など、合計で160万円を減額をするものでございます。

歳入合計、補正前の額に6億2,871万9,000円を追加しまして、51億6,392万1,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。歳出でございますが、総務費につきましては、財政調整基金などへの積立金や石蔵拠点整備事業に伴います旧栗選果場解体設計委託料及び定額減税補足給付金など、2億1,748万3,000円を追加するものでございます。款3、民生費は、前年度の障がい児福祉サービス費の実績によりまして、国県支出金の返還金や法改正によります児童手当など、1,908万4,000円を追加するものでございます。款4、衛生費は人事異動によります人件費など、336万8,000円を減額するものでございます。それから款5、農林水産業費につきましては、小さな産業づくり事業補助金や酪農肉用牛経営継続支援金など、1,685万8,000円を追加するものでございます。款6、商工費につきましては、温泉センター基金への積立金3,000万円を追加するものでございます。土木費は、淡島裏参道橋災害復旧関連工事県委託費など、6,144万6,000円を追加するものでございます。款9、教育費は、学校建設基金積立金や山江中学校の排煙扉の修繕及び社会体育プール解体工事の設計委託料など、2,671万3,000円を追加するものでございます。

4ページをお願いします。款10、災害復旧費につきましては、淡島裏参道橋災害復旧工事の県委託費など、7,554万6,000円を追加するものでございます。款12、予備費を1億8,495万7,000円追加しまして、歳出合計、補正前の額に6億2,871万9,000円を追加しまして、51億6,392万1,000円とするものでございます。

続きまして、5ページをお願いします。第2表、地方債補正でございます。1、追加でございますが、起債の目的、公共土木施設災害関連事業、限度額を970万円とするものでありまして、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載してあるとおりでございます。

続きまして、2、変更でございますが、起債の目的、ゾーニング計画策定事業、補正前の限度額2,490万円を補正後の限度額570万円に、農道改良事業、補正前の限度額1,250万円を補正後の限度額1,450万円に、歴史民俗資料館改修事業、補正前の限度額860万円を補正後の限度額1,010万円に、公共土木施設災害復旧事業、補正前の限度額930万円を補正後の限度額1,370万円とするものでありまして、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。以上で説明を終わります。

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 日程第19、議案第41号、令和6年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それではご説明申し上げます。

議案第41号でございます。令和6年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）でございます。令和6年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ570万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,330万円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、議案第41号につきまして説明します。

ページは2ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。

款10、繰越金につきましては、前年度決算額確定に伴いまして、繰越額を570万円減額するものでございます。

歳入合計、補正前の額から570万円を減額いたしまして、3億9,330万円とするものでございます。

次に、3ページをご覧ください。歳出につきましてご説明いたします。

款6、保健事業につきましては、健康増進事業に係ります健康器具と備品購入に係る経費70万円を増額するものであります。款10、予備費につきましては、640万円を減額するものでございまして、歳出合計、補正前の額から570万円を減額しまして、3億9,330万円とするものでございます。以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第20 議案第42号 令和6年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）

○議長（森田俊介議員） 日程第20、議案第42号、令和6年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第42号についてご説明申し上げます。

令和6年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）でございます。令和6年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,346万2,000円追加いたしまして、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ5億9,746万2,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、議案第42号につきまして説明いたします。

ページは2ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。

款7、繰入金につきましては、前年度の低所得者保険料軽減負担金額が確定したことに伴いまして、595万円を減額するものでございます。款8、繰越金につきましては、前年度決算額確定に伴う繰越額6,405万7,000円を増額するものでございます。

歳入合計、補正前の額に6,346万2,000円を増額いたしまして、5億9,746万2,000円とするものでございます。

次に、3ページをご覧ください。歳出、主なものにつきましてご説明いたします。

款5、諸支出金につきましては、前年度事業確定に伴う返還金及び他会計への繰出金等により、4,190万1,000円を増額するものでございます。次に、款8、予備費につきましては、2,156万1,000円を追加するものでございます。

歳出合計、補正前の額に6,346万2,000円を増額いたしまして、5億9,746万2,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

## 日程第21 議案第43号 令和6年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）

○議長（森田俊介議員） 日程第21、議案第43号、令和6年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第43号についてご説明を申し上げます。

令和6年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）でございます。令和6年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,375万7,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、議案第43号についてご説明いたします。

ページは2ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。

款4、繰越金につきましては、前年度決算額確定に伴う繰越額175万7,000円を増額するものでございます。

歳入合計、補正前の額に175万7,000円を増額いたしまして、5,375万7,000円とするものでございます。

次に、3ページをご覧ください。歳出につきまして説明いたします。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年度納付額の確定に伴い、68万3,000円を増額するものでございます。款4、予備費につきまして、107万4,000円を増額させていただきまして、歳出合計、補正前の額に175万7,000円を増額しまして、5,375万7,000円とするものでございます。以上、説明を終わります。

-----○-----

#### 日程第22 議案第44号 令和6年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）

○議長（森田俊介議員） 日程第22、議案第44号、令和6年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第44号についてご説明申し上げます。

令和6年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）でございます。令和6年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,877万7,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それでは、議案第44号についてご説明いたします。

2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、款4、繰越金、令和5年度の決算額の確定に伴い、77万7,000円を追加、歳入合計、補正前の額に77万7,000円を追加しまして、1億4,877万7,000円となるものでございます。

3ページ目をお開きください。歳出、款4、予備費を77万7,000円追加し、歳出合計、補正前の額に77万7,000円追加しまして、1億4,877万7,000円とするものでございます。以上、説明を終わります。

-----○-----

#### 日程第23 議案第45号 令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（森田俊介議員） 日程第23、議案第45号、令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第45号についてご説明申し上げます。

令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第2号）でございます。総則第1条、令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

収益的収入及び支出の補正、第2条、令和6年度山江村簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、簡易水道事業収益を17万5,000円減額し、収入総額を1億1,137万4,000円とし、簡易水道事業費用を27万5,000円減額し、支出総額を1億757万1,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出の補正、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、資本的収入を1,747万5,000円を追加いたしまして、収入総額を4,693万1,000円とし、資本的支出を1,804万1,000円を追加いたしまして、支出総額を7,762万2,000円とするものでございます。

企業債、第4条でございますが、予算第5条で定めた起債の限度額を次の表のとおり補正するというものでございます。本日提出でございます。内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それでは、議案第45号について説明いたします。

2ページをお開きください。令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算実施計画、収益的収入及び支出でございます。収入、款1、簡易水道事業収益、補正前の額から営業収益、雑収益を17万5,000円減額し、収入総額1億1,137万4,000円とするものでございます。

支出、款2、簡易水道事業費用、補正前の額から配水及び給水費の修繕費など、営業費用を27万5,000円を減額し、支出総額1億757万1,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算実施計画、資本的収入及び支出でございます。収入、款3、資本的収入、補正前の額に建設改良事業債の過疎債及び簡易水道事業債など、1,747万5,000円を追加し、収入総額4,693万1,000円とするものでございます。

支出、款4、資本的支出、補正前の額に建設改良費、淡島表参道橋配水管布設替工事請負費など、1,804万1,000円を追加し支出総額7,762万2,000円とするものでございます。

1ページをお願いいたします。第4条、企業債の補正でございます。起債の目的、簡易水道事業、補正前の額の限度額430万円を補正後の限度額2,160万円とするもので、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。以上で説明を終わります。

お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 再開時刻を午後1時いたします。

-----○-----

休憩 午後0時07分

再開 午後0時11分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き、1時としましたけれども継続的に審議に入ります。

-----○-----

日程第24 議案第46号 令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○議長（森田俊介議員） 日程第24、議案第46号、令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正

予算（第1号）を議題として、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第46号についてご説明申し上げます。

令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）でございます。総則第1条、令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

収益的支出の補正、第2条、令和6年度山江村農業集落配水事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するもので、農業集落配水事業費用を94万2,000円追加いたしまして、支出総額を1億3,495万3,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出の補正第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、資本的収入を20万円追加し、収入総額を563万7,000円といたしまして、資本的支出を100万円追加いたしまして、支出総額を5,040万8,000円とするものでございます。本日提出でございます。内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それでは、議案第46号について説明いたします。

2ページをお開きください。令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算実施計画、収益的支出でございます。支出、款2、農業集落排水事業費用、補正前の額に処理場費など94万2,000円を追加し、支出総額1億3,495万3,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算実施計画、資本的収入及び支出でございます。収入、款3、資本的収入、補正前の額に工事負担金を20万円追加し、収入総額563万7,000円とするものでございます。支出、款4、資本的支出、建設改良費、公共柵設置工事請負費を100万円追加し、支出総額5,040万8,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（森田俊介議員） これで提案理由の説明は終わりました。

また、6月議会定例以降、要望書等が3件提出されて議会へ届いております。この件につきましては、それぞれ議員各位へ資料を配付しているところでございます。

以上で、本日の日程は終了しましたので、散会したいと思います。

ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後0時15分

第 3 号

9 月 1 1 日 (水)

# 令和6年第5回山江村議会9月定例会（第3号）

令和6年9月11日

午前10時00分開議

於 議 場

## 1. 議事日程

日程第1 一般質問

## 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 白川俊博議員	2番 北田愛介議員
3番 本田りか議員	4番 中村龍喜議員
5番 赤坂修議員	6番 横谷巡議員
7番 立道徹議員	8番 西孝恒議員
9番 久保山直巳議員	10番 森田俊介議員

## 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

## 4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山口明君

## 5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 内山慶治君	副村長
教育長 藤本誠一君	総務課長 平山辰也君
税務課長 迫田教文君	企画調整課長 清永弘文君
産業振興課長 松尾充章君	健康福祉課長 今村禎志君
建設課長 蕨野昭憲君	教育課長 一二三信幸君
会計管理者 高橋忍君	農業委員会事務局長 新山孝博君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） おはようございます。ただいまから会議を開きます。  
本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（森田俊介議員） 本日は、会期日程第3、一般質問となっております。  
村長。

○村長（内山慶治君） 昨日の説明で訂正事項がありますので、発言を求めます。  
まずは健康福祉課長。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは訂正させていただきます。

昨日提案理由説明の際に、議案第42号、令和6年度山江村特別会計介護保険事業予算につきまして説明を行ったところでしたが、歳入の説明の際、款7、繰入金につきまして、595万円を減額するとご説明申し上げたところですが、正しくは59万5,000円の減額の誤りでございました。また、これに伴います合計等につきましてはですね、正しい数字を申し上げておりますので合計の訂正はございません。

訂正してお詫び申し上げます。大変失礼いたしました。

○議長（森田俊介議員） 高橋会計管理者。

○会計管理者（高橋 忍君） それでは訂正させていただきます。一昨日決算の認定に係る説明をした下りに、79ページ、国民健康保険の財産に関する調書の中で、基金利子を1,200万円とご説明申し上げましたが、正しくは1,200円でございましたので、訂正してお詫び申し上げます。大変失礼いたしました。

○議長（森田俊介議員） 以上で訂正の報告を終わります。

お手元に配付してありますとおり、6名の議員の一般質問の通告がなされておりますが、本日は2名の一般質問を行います。通告の順に従いまして許します。

なお、会議規則による発言時間は、質問・答弁を合わせ60分といたしますが、質問をされる議員におかれましては、提出された通告の内容に沿って、適切な質問をしていただきますよう要望いたします。また、質問の際に、答弁の繰り返しにならないようご注意ください。一方、執行部におかれましても簡潔にわかりやすく答弁をいただきたいと、よろしくお願い申し上げます。

それでは、はじめに7番、立道徹議員より、1. 県道相良人吉線（土砂堆積：法尻）について、2. 県道坂本人吉線の舗装について（水無出口から熊の原）、3. 村道涼松横手線の維持管理について、4. 山江村伝統芸能継続・継承について、5. 特定健診受診率についての通告が出ております。

立道議員の質問を許します。7番、立道徹議員。

立道 徹議員の一般質問

○7番（立道 徹議員） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、7番議員、立道が通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

先般のですね、迷走台風10号、大型台風ということの予報でしたが、当村では大きな被害がなくひと安心いたしました。役場職員の皆様にもですね、警戒から対策会議と大変ご苦勞様でございました。

それでは、まず1点目、県道相良人吉線について、2点目は県道坂本人吉線、3点目が村道涼松横手線について、4点目が山江村伝統芸能継続・継承について、5点目が特定健診受診率についての5点お伺いしたいと思います。

まず1点目ですけど、相良人吉線、場所はですね、山江採石場からの上流、大塚養鶏場さんの前付近からですね、道路法面下の法尻にですね、土砂が堆積しております。この影響で道路幅員も狭くなり、そこに草が生え、特に6月の美化作業時にはそれをする方も少なく、大変であるという地元の方から声があがっております。県道ですので維持管理は県です。県の方針、土砂を撤去する考えがあるか、伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） まずもって、議案説明の中で誤って数字を説明しましたことに対して、私のほうからもお詫びを申し上げさせていただきたいと思います。大変失礼いたしました。

それから、今日から明日に一般質問であります。いつものようにではありますけれども、村政の方針や将来にかけての予算については、私のほうから答弁させていただきたいと思っておりますし、事務的なこと、それから各課関連に対しますことについては、各担当課長が答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

お尋ねの件については建設課長が答弁いたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。県道相良人吉線の維持管理について、道路管理者でございます県に確認をいたしました。山江採石工事株式会社付近の道路に堆積しておりました土砂につきましては、本年7月に撤去作業を実施されたということでございました。今回要望の大塚養鶏場前付近の堆積土砂につきましては、速やかに現地の状況を確認し、早期の撤去を検討されるということでございました。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 道路維持管理業者にお任せしてある県道関係です。では今年度中に撤去されるということで理解してよろしいですか。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。撤去される時期というのはですね、県のほうから示されておりませんが、早期の撤去ですので、予算との関係もあるかもしれませんので、今年度できればされるかもしれませんが、翌年度にずれ込む可能性もございます。以上です。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 特にですね、尾崎地区方面に行かれる役場職員の方もですね、多分そのへんは理解されていると思います。だいぶん川端に土砂が溜まって幅員も狭くなっておりますので、早急に県のほうも撤去していただければ、幅員的にも広くなり、また除草作業に対しても草が生

えないような状況になりますので、そのへんよろしくこれからも要望等をよろしく願います。

続きましてですね、県道坂本人吉線の水無出口から熊の原方面ですけど、令和2年の豪雨災害から約4年が経ちまして、災害復旧工事も着々と進んでおりますが、万江・大川地区の方々もですね、仮設住宅を撤去され自宅へ帰っていかれております。そしてまた生活をされています。

そこで、生活道路である県道がですね、工事車両通行の影響もあり、かなり傷んで舗装されていない箇所もたくさんあります。そこでこのような箇所の補修、舗装等の考えはないか伺いたいと思います。このこともまた県の方針ですのでよろしく願います。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。県道坂本人吉線につきましては、先ほど同様、道路管理者であります県に確認をいたしました。水無出口から熊の原にかけての道路の舗装の現状につきましては、県も把握しておられました。本年10月以降に熊の原付近の舗装工事の発注準備を進めているというようなことでもございました。なお、水無出口から災害復旧工事を行っている箇所がございますが、そこまでの舗装補修につきましては、現時点で災害復旧工事を進めている箇所があるというようなことですので、工事の進捗を踏まえ速やかに実施をされるということでもございました。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） これもですね、山間部の方は生活道路ですので、やはり道路がへこんでいるとかそういう場所もありますので、そのへんの補修等も随時していただければ、大川内地区にお住まいの方も安心されて通行されるのではないかと思います。

次にですね、村道涼松横手線ではありますが、道路の路面状況がですね、舗装が剥げ、大変傷んでいる箇所があります。特に木材運搬車両等が通行による影響があったと思いますが、今後傷んでいる箇所の舗装とか復旧等の考えはないか、伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。村道涼松横手線は、釜野地区から横手地区につながります延長約5,700メートルの路線でございます。この路線につきましては、山林内を通過する道路でもあることから、落石が多く、側溝には大量の土砂が堆積しておりまして、日ごろから落石や土砂の除去、路面補修など維持管理に努めるとともに、危険な箇所につきましてはカラーコーン等を設置するなど、安全対策にも努めているところでございます。

しかしながら、カーブが急な箇所が多く、先ほど議員申されましたように、森林施業による伐採した樹木の運搬や、それから工事車両等の大型車の通行が多いためか、路面の痛みが激しく、道路の所々にひび割れや舗装の剥がれなど数多く見受けられる状況でございます。

そのような状況を踏まえ、傷んでいる箇所の復旧につきましては、引き続き路面の部分的な補修などですね、道路の維持管理に努めながら、国・県の補助事業や交付金事業等がございますので、そのような制度を確認した上で、その対策について検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 特にですね、この道路も横手地区、日当地区の皆さんの安全な迂回路といえますか、柚木川内日当線がですね、何度も工事をされているので通行がしにくいときもありましたので、なるべくこちらの道路はばっちしというか、舗装が剥げない程度に復旧していただ

ればと思っております。

特に最初は村道だったと思うんですけど、林道から村道にと、当初の入り口のところにまだ看板もその当時の看板が、林道、まだ工事をやっていますというような看板が立っていますので、そのへんもちょっと撤去するのかなどか。まだ林道涼松横手線になっているから、そのへんもちょっとチェックしていただければと思っております。はい、よろしく申し上げます。

では次の質問に入りたいと思います。山江村伝統芸能継続・継承についてですが、東浦臼太鼓踊り、鎌倉二天流棒踊り、熊の原扇踊り等がありますが、各地区で継続・継承していくには、これから先、人口減少の中に大変困難であると思えます。

そこで現在、活動等はされているか伺いたいと思えます。

○議長（森田俊介議員） 一二三教育課長。

○教育課長（一二三信幸君） それではお答えいたします。尾寄崎の鎌倉二天流棒踊りと熊の原扇踊りににつきましては、令和元年度まで中学校の総合的な学習の時間の取り組みとして、保存継承された地域や団体の方々の指導を受け、当時の産業振興まつりなどで発表をしておりました。しかし、授業時数の確保や、鎌倉二天流棒踊りにおいては、夜に練習をしていたということで、時間的な課題や送迎が大変であったということから、その後は中学校からの要望もあって、現在取り組みが行われていない状況でございます。

東浦臼太鼓踊りににつきましては、コロナ感染症の流行や転勤で人員が2名不足していたことから、練習ができない時期があったということですが、新たに2名が加入されまして、現在は週1回練習をされていると聞いております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） せっかくですね、伝統芸能継続・継承、これから先どのようにして継承されていくか、先ほど課長が言われましたとおり、産業祭においてはですね、山江中生徒が扇踊りを練習して披露されていましたが、今後こういうことは多分ないような答弁でしたので、山江村全体でこういう伝統芸能を継承していくお考えはないか伺いたいと思えます。

○議長（森田俊介議員） 一二三教育課長。

○教育課長（一二三信幸君） それではお答えいたします。当時の産業振興まつりですね、現在宝物収穫祭となっておりますけれども、東浦の臼太鼓踊りににつきましては練習もされているということで、もしそういった場所で披露する機会があれば、ぜひ参加させていただきたいという関係者のお話を伺っておりますので、もしそういう機会があればよろしくお願ひしたいと思えます。

それから、山江村全体で継承していくべきではないかというご質問であります。後継者不足は様々な分野で課題となっております。伝統芸能の継承においても例外ではないところです。東浦臼太鼓につきましては、どうにか地域で継承されてきておりますが、棒踊りと扇踊りについては、後継者不足によって本来の地域での継承ができず、周辺の地域や新たな団体への継承によって現在に至っている状況です。

しかしながら、引き継いだ方々も高齢や徐々に高齢化しつつあるため、棒踊りの継承については、令和2年度に山江村青年団と話し合いの場を設けましたが、青年団自体も団員数が減少している状況で、現状では難しいという結論になったところです。伝統芸能など一度途絶えてしまいますと復活するのに大変な労力と時間がかかりますので、伝統芸能活動を通じて、若者への継承を図っていきたくて考えております。他の市町村の取り組み等も参考にしながら考えていきたい

と考えております。

また、伝統芸能とは、その地域に住む人々の生活や風俗・振興等を深く結びついているもので、本来は代々その地域で人づてに継承されてきたものでございますので、このような状況を考えますと、これまでの動画や資料などをアーカイブすることによって、後世に伝えていくという方向もあるのではないかなと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 今までは伝統文化も含めたそういう鎌倉二天棒踊りですか、それから熊の原の扇踊り、それから東浦の臼太鼓踊り、まだほかにも下払の棒踊りがあったと聞きますし、別府地区にも臼太鼓踊りがあったと話聞いております。ただ、やはり時代の流れとともに、後継者がいなくなってきたという大変苦しい状況があらうかと思えます。実は地域のお堂も維持するのに大変だとかいうのもありますし、球磨郡全体を見ても三十三観音巡りの山江村は12番札所がありますけれども、その三十三観音の維持管理もですね、なかなか人がいなくて維持できないんだというような課題がでてきているということです。

ただ、このことは本当はですね、それぞれ地域が持つ地域資源の大きな一つだと思っております、そういう伝統文化を守るということは、そして次の時代に引き継ぐということは、非常に大事な我々の責務でもあらうかと考えております。ただ、現状を見ても、じゃあ尾寄崎の棒踊りにつきましても尾寄崎にどれぐらいの踊り手がおられるかという、ほとんどおられない。熊の原の扇踊り、これも熊の原の女性の人たちで踊っておられたということですが、もう女性の方たちもおられないというような現状であります。

そういう現状を受けて、何とか伝統文化、また中学生がそういう山江村の地域資源をしっかり認識してもらい、また引き継いでもらうというようなことで、そういう取り組みもさせてもらったところでありますけれども、諸々の課題もあり、中学生のほうも今はやめているというようなことであります。これは尾寄崎とか熊の原とかいわずに、大きく、例えば万江地区全体でその取り組みをどうするんだとか、東浦は実は臼太鼓踊りやっておられるわけですし、その地域が自主的にやっておられることに対して、東浦のほうは補助金も出しながら、教育委員会として応援をしているというような状況であります。ぜひそういう形で、万江地区全体でそういう踊りに、ぜひ次の世代に引き継いでいくんだという取り組みをしていただければ、もちろん役場からは強制できませんので、教育行政のほうから強制できませんので、できればそういうものが出てくるとすれば、ぜひ応援させていただくような大事なことであらうかと思っております。まさに山江村のアイデンティティというか、本当に精神的なそこにある支えだと思っておりますので、そのように答弁させていただきたいと思っております。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 棒踊り、扇踊りの動画というか、そういう資料は現在ある。

○議長（森田俊介議員） 一二三教育課長。

○教育課長（一二三信幸君） それではお答えいたします。棒踊りとか扇踊りについての動画とか練習風景とか、指導の状況等は、ケーブルテレビとかそういったもので取材等もしてとっておりますので、そういったものを活用していきたいと考えております。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） やっぱこれも人口減少の影響ですか、地元にも若い方がいらっしやんな

くなってきております。特に消防団関係も徐々に減少している傾向で、子どもたちもいないということで大変厳しい面もあると思いますけど、やっぱり先人がそういう踊り等をされてきたという伝統がありますので、何とか継続・継承していただければと思っております。

では、次に最後の質問に入りたいと思います。

国民健康保険、特定健康診査ですかね、特定健診についてですが、40歳から74歳までの方を対象としたメタボリックシンドロームに着目した健診であると思いますが、令和3年から4年、5年度における受診率を伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。特定健診の受診率ということでございます。令和3年度から申し上げます。令和3年度が65%、令和4年度が62.3%、それから令和5年度分につきましては、まだ見込み値となっておりますが、現在のところ60.4%となる見込みでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 年々減少傾向にありますけど、この要因としてはどういった要因がありますでしょうか。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） 要因ということでございます。受診率が下がった現状を分析してみると、一番の原因といたしましては、これまでに健康に留意されて必ず健診を受けていただいております多くの年代がですね、比較的高齢の世代であったことがまずあげられます。ここ数年でこの年代の多くの方、75歳に到達されまして、後期高齢者医療の対象となられたことによりまして、国民健康保険の受診率が大幅に減少しているといえると思います。

それからもう一つございまして、40代から50代の比較的若い世代の方の受診率が伸びていないということも原因の一つかと思っております。これがですね、さらに受診率低下に拍車を打つということにつながっておりまして、この40代から50代の若い世代の方に積極的に健診を受けていただくと、受診率アップにつながっていくのではと考えているところです。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 各地区に対象者の数があり、受診者、対象者という人数の方は、例えば74歳前で病院に入院されているとか、そういう方もやっぱり含まれているというのがありますかね、影響が、そのへんは。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） 病院に入院されている方ということでございますが、病院で健康診断該当項目を検診していただいて、それから病院のほうからですね、こちらのほうに情報をいただければですね、みなし健診としてカウントすることができるんですが、昨年度まで人吉球磨管内で、その人吉球磨の医療機関との契約といいますか協定を結んでおったんですが、昨年度途中から熊本県が取り仕切るようになりました。そこでちょっと医療機関とのやり取りがうまくいっていないような現状がございまして、今なかなか管内の医療機関のご協力をえられていないという現状もひとつございます。ただ、全くカウントされないということではございませんので、以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 先ほども課長から言われましたとおり、まず受診されない方にですね、受診されるようにどのように指導されているか伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。受診の勧奨ということかと思えます。受診勧奨につきましては、現状会計年度職員の保健師1名と正規職員の保健師1名がですね、専属で年間を通じて行っております。失礼しました、専属と申しましたが兼務でございます。1年間を通じて行っているところです。1月下旬に健診の申込書を該当される方のご自宅へ送付いたしますが、申し込みのなかった方に対して、ない方1件当たりですね、2回以上はご自宅のほうを訪問して受診勧奨を行うようにしております。また、お会いできない方もいらっしゃいます。ですがお会いできない方にいたっては、お会いできるまでお伺いするように心がけております。

また、こちらの健診の申し込み後、10月の集団検診を受診されなかった方につきましては、再度ご自宅を訪問いたしまして、施設健診等をですね、受診していただくように再勧奨をしているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） いろいろご苦勞されていると思えますけど、やはり早期発見が何より、重傷になる前にはですね、早期発見が一番大切だと思います。最後にですね、受診率をもっと上げていくためのお考えは何か伺います。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。先ほど少し触れましたけれども、比較的若い世代の40代から50代の方々、お仕事等もありますし忙しいかとは思いますが、この世代に積極的に健診を受けていただくことが、やはり受診率アップへの近道であると、受診率アップにつながると考えております。まずはここに焦点を当ててですね、これまでの受診勧奨と併せまして、さらに受診勧奨をお願いを続けてまいりたいと考えております。今現在はよくてもですね、不摂生や未受診というものが健康な老後を過ごせなくなっていくことにつながる、リスクが高まってしまうということも今後ですね、細かに伝えてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 40代から50代、やはり自分の身体は心配じゃないのかなと思うんですけど、今年も10月に集団検診が実施されると思えますが、1人でも多くの方が受診されるよう、ケーブルまた広報等で啓発されますようお願いいたしたいと思えます。どんな病気でもですね、早期発見が何より大切ではあると思えますので、よろしくお願ひします。

今後ですね、まだまだ台風シーズンであり、また地震の心配もあります。常に防災意識を高めて、自分の命は自分で守ることを念頭におきながら取り組んでいただくことが大切であると思えます。自然災害においてもですね、今後各地方、世界で大きな災害が発生しないようにご祈念申し上げ、私の一般質問はこれで終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 再開時刻を10時45分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時35分

再開 午前10時44分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、9番、久保山直巳議員より、1. 過去に発生した豪雨災害について、2. 井出ノ口地区河川の氾濫、越水対策について、3. 高齢者及び独居者の見守り状況について、4. 特殊詐欺及び終身サポート相談についての通告がでております。

久保山直巳議員の質問を許します。9番、久保山直巳議員。

#### 久保山直巳議員の一般質問

○9番（久保山直巳議員） それでは、議長よりお許しをいただきましたので、9番、久保山直巳が通告のとおり、過去に発生した豪雨災害について、井出ノ口地区河川の氾濫、越水対策について、高齢者及び独居者の見守り状況について、特殊詐欺及び終身サポート相談についての質問を行います。

まずはじめに、過去に発生した豪雨災害についてということでございますけれども、この件についてはですね、ずいぶん前から村内の方々がよりですね、昭和19年の水害のことをよく聞かされることがありまして、今から80年も年月が経過しており、戦時中の混乱期でもあります。当時の被害の状況と記録が役場のほうにあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 昭和19年の災害の記録ということでございますけど、当時の記録はございません。ただ、今ですね、山江村史の発行に向けて、現在その村史の執筆委員の方による活動がなされておまして、その中で災害史の発行に向けてですね、現在、当時昭和19年の災害も含めまして情報を収集しておられるという状況であります。その災害史の中には、議員申されました昭和19年の豪雨災害の状況についても掲載をされるということになっております。村史の発行につきましては、来年の6月の発行予定であります。従いまして、当時の記録は行政としては把握はしていないということで記録もございません。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 今後そういった記録史を発行されるということでございますけれども、これも地元の方から聞いたところなんですが、尾崎地区にはですね、自治会館に当時の写真が掲示してあったということでもあります。

3番のほうも続けて関連しておりますので質問しますが、令和2年の7月豪雨災害と比較、比べてですね、被害はどのような規模だったのかということのちょっとお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 当時の被害の状況の写真ということでございます。私も尾崎の体育館になんか貼ってあったということはおそらく聞いたことありますけれども、現在それを確認しまし

たところありません。区長さんにも確認しましたが、どうなったかわからないということでありました。

ただですね、当時の被害の状況の写真かどうかわかりませんが、尾崎地区にあった当時の写真らしきものがですね、この被害状況写真とちょっとわかりにくいと思うんですけど、ここが尾崎の元小学校ということでございます。ただこれには昭和25年災と書いてありますので、当時、昭和19年の災害だったかということはまだちょっとわからない状況でございます。

それから、令和2年の災害と比較してということでもありますけれども、昭和19年に災害に遭われた尾崎地区の住民の方に対してですね、当時の様子をインタビューした動画が復興ポータルサイトにアップされております。その中では、被害が昭和19年の4月21日ということでございまして、夕方6時ごろに大雨が降って河川が氾濫し、そのインタビューを受けられてた家族の方4名が濁流に流されて亡くなったということをおっしゃっておられました。

昭和19年と令和2年の被害の比較につきましては、先ほども申しましたが、昭和19年の状況が80年前ということもありまして、記録もございませんので、また地形も違いますし、被害の規模の比較はできない状況であります。ただ、令和2年の豪雨災害では、人的被害はなかったということがあります。そして、昭和19年には4名の方が亡くなられたということがありますので、比較といいますか、そういうのが、人的災害が起きたかということが大きな違いだったかなと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 写真のほうを今、総務課長より見せていただきましたが、私もその写真はですね、歴史資料館のほうにありましたので見たところではございましたが、やはり課長言われるとおりですね、昭和19年のものなのか、その後が発生した災害なのか水害なのか、ちょっとはっきりしないところでありました。比較についてはですね、昭和19年においては4名の方が亡くなられたということで、令和2年7月豪雨においては、人的災害はなかったということで、現在の山江村の地域防災計画第2章、防災予防第1節、水害、土砂災害予防計画、治山対策、林野整備に、本村の林野面積は、本村の面積の87%であり、防災上重要な位置を占めている。総森林面積はですね、1万520ヘクタールであり、このうち国有林が1,185ヘクタール、民有林は9,335ヘクタールであり、民有林に占める人工林の割合は56%となっていると。

また戦後のですね、高度成長期に植栽された人工林は大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えているが、林業担い手の減少等により適切な管理が行われていない森林の増加が危惧されていることから、林野整備を推進し、防災体制の万全を期するものとする。

また、保安林整備においては、森林地帯は育林地帯の山地に比較して、洪水時の流量は少なく、山腹の崩壊も少ない。また、用材林は薪炭林より、水の調整、効果も、しかし、森林が過伐や災害によって破壊されその機能が低下したまま放置されれば、防災機能は全くしない荒廃地化する恐れがあるとあります。現在は河川整備も格段に進んでおり、90年前の災害と比較するのは非常に困難と思いますが、過去の災害をもとにですね、災害防止につなげることは大事なことと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、久保山議員のご質問にお答えいたします。

森林整備がなされていないとですね、災害が起きたときに被害が甚大になるということござ

います。林業が盛んなときには山江にも林業従事者の方多数おられまして、間伐をされたり植林をされたりと、下刈りをされたりということで、林業整備をしながらということが、災害の防止策にもなっていたということは十分承知をしております。

近年、議員が申されましたとおり、林業の資材の木材の価格の低迷や担い手の方の高齢化、また担い手不足によりまして、森林が荒廃しているということ、また、有害鳥獣によります浸食等がありまして、なかなか山林のほうに手が入らないということもございます。村といたしましては間伐材とかですね、民有林の間伐、また県のほうも保安林等の間伐に対しましていろいろ補助等もなされておりますけれども、なかなか村の全体の森林を整備するということは、担い手不足や様々な条件でできないということになっております。

しかしながら村長も今回ですね、令和2年7月豪雨災害を受けまして鎮山親水の理念を掲げまして、森林整備には力を入れていくということでございますので、産業振興課としては、先ほど申しました間伐の整備、また自伐型林業ということで、ちっちゃな自分です、間伐や伐採をしながら、山林を守っていくというようなことに対しても補助をつくっております。利用がないというのもありますけれども、村といたしましてはそのようなことで支援の体制はつくっておりますので、活用していただきながら森林整備にも努めていければと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうからも答弁させていただきますが、それぞれの課長が答弁したとおりであります。まとめて申しましてまた補足もいたしますと、令和2年7月豪雨災害についてはですね、動画をはじめ写真、それからいろんな記録を残しております。ただ、昭和19年になりますとですね、全く記録がありません。いわゆる議員がおっしゃった口伝です、その昔の人が全米洪水はこういうふうだったああいうふうだったというのを聞きながら、ちょっとまとめておっしゃると、まとめているぐらいのものでありまして、非常にその比較のしようがないというのがあります。

当然、昭和19年にどれぐらいの降水量があったのかということもなかなかつかめないし、なかなか比較もできないわけですし、また4名の方が亡くなられたということでもあります、河川整備、治水工事もずいぶん違っておりました。ただ19年はですね、河川の流れる場所も変わっておりますから、相当ひどい洪水だったろうというようなことが創造できるところです。

ただ、冒頭総務課長が言いましたとおり、現在山江村政130周年を記念した村史を編纂する中で、災害編としてまとめようとしております。ぜひいろんな山江村の災害の歴史をしっかりと記録に残しながら後世に伝えるということは、非常に大事なことでありますので、昭和19年の全米洪水も含めてですね、しっかり調査しながら記録にとどめさせていただきたいと思っております。

それから、復興計画の中での山林の件ですけれども、まさに鎮山親水の中の精神は、山が経済林としてなかなか難しくなった。やりようによっては赤字がでるというようなことが起きておまして、人が山に入らなくなったと、当然山が荒れ崩れやすくなる、シカ、イノシシ等の被害で、下草もなくて砂利が流出するというような現象が起きております。

先ほど課長が言いましたとおり、何らかの形でですね、少なくとも自分の山には自分が入ってもらえるような仕組みができないかとして、そういう技術を習得するために、サラリーマン林業としてのあり方を考えていくという形で、今、自伐型林業、自分の山は自分で伐っていこうじやな

いかと、いろんな補助金等を活用しますと、年間に100万円ぐらいい残るといふような試算もなされておりますので、そういうことをしながら、山江村全体に広めていけたらなということをおもひながら、この鎮山親水の理念の中でいろんな事業も起こさせてもらっているということでございますし、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 今、村長からもお話をいただきました。村史災害編ですね、こちらを楽しみに、楽しみといいますか興味深くみていきたいと思ひます。

次に、井出ノ口地区河川の氾濫、越水対策についてということでございますが、過去の大雨のときに3区自治会館周辺において、山田川からの越水した情報があるのかお伺ひします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 越水した情報ということでございます。最近では十数年前にですね、当地区では川が氾濫して堤防の村道まで浸水したということは聞いたことはありますけれども、公民館まで浸水したという情報は把握はしていないのが現状であります。ただ、現在と地形が違ひますので何とも言えませんが、昭和19年の先ほども言われました昭和19年の災害によって、被災したであろうという井出ノ口橋の写真がまたここにもありますので、後ほどご覧いただければと思ひます。ですから、当時越水したということは、十数年前に村道まで水がきたということは、情報は聞いたことがあるということでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 過去のやはり昭和19年においてはですね、橋のところまで越水したということのございます。地元の話ではですね、令和2年の7月時点の越水についてはですね、公民館前に堰が山田川はありますけれども、その公民館前にガードレールがあるんですが、あの付近も越水をしているという話でございまして、今回はそういったところの地元の方のお話ですね、質問させていただいているというところでございます。

これもですね、地域防災計画、治水対策での本村の河川は、北部の山岳地帯を発する万江川と山田川は南へ流れている日本の三大急流の一つである球磨川と合流していると、洪水時には危険が予想される重点的な巡視、点検が必要な重要水流箇所として、Aランク1カ所、Bランク3カ所が設置されていると、これらの河川は豪雨の際、土砂の流出が甚だしく、流域の民家、耕作地、公共施設の被害が激甚となる恐れはありますので、必要箇所の修繕等を関係官庁に要望するとともに、村においても防災、災害の防止を推進するとあります。

井出ノ口地区はですね、自治会館周辺は山田川の西川内川が合流している最も危険と思われまふ。近年の度重なる豪雨に対応できる河川周辺の越水防止対策が必要じゃないかと思われまふので、その付近のお考えをお伺ひします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） まずは当地区の地形を私から答弁させていただきますけれども、防災用語でL2という言葉がありまして、これは千年に一度の大雨ということでございます。これがこのときに発生する災害の想定規模という雨の量ですけども、千年に一度、これによりますと井出ノ口地区はですね、50センチが浸水するという見込みであります。なお、役場もこれによりますと50センチが浸水ということになっております。これは洪水浸水想定区域ということ、県が指定をしております情報ということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

す。私からは以上です。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それでは、私のほうから河川の対策についてお答えいたします。大雨や台風等により大量の雨水や排水が河川に流れ込み、上流から流出した土砂などの影響等により、氾濫及び越水する恐れがあるかと思えます。これまでもその対策として、砂防堰堤に堆積した土砂や河道に堆積した土砂の掘削等を対応してきたところでございます。

山田川の防災対策につきましては、まず球磨川推計河川整備計画がございますが、その計画における県管理河川でございまして、その計画に基づき球磨川合流点付近の河道掘削や築堤などの整備については計画されているということでございます。村といたしましては、河川の状況を調査し、土砂等が堆積し掘削が必要な箇所、さらには地域づくり懇談会等で村民から意見等があった箇所などを、毎年度県に要望しております。令和5年度におきましては、日向瀬橋の下流から井出ノ口橋付近まで、それから古賀橋付近の約6,000立米の土砂を県で撤去していただきました。

また、河川内に雑草が茂り処理が必要な箇所についてですけれども、県の委託事業を活用いたしまして、村発注で井出ノ口地区より下流の雑草処理、大体1,500平米程度でございまして、実施したところでございます。井出ノ口地区の河川につきましては、議員申されるとおり二つの河川が合流し、周辺は住宅地でもありますので、令和6年度以降も継続して土砂掘削の要望を行いたいと考えております。

また、先ほどありました、十数年前に公民館付近で山田川の水が越水したという情報につきましては、もう既に県にも伝えておりまして、まず越水の実態を調査した上で、治水対策や人的被害防止のためのソフト対策など、どのような対策を講じていくべきか、県と連携して検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 今、掘削を日向瀬橋から下流のほうにしているところでございます。先ほど防災計画の中にありましたけれども、Aランクを1カ所、Bランクを3カ所とありますが、井出ノ口地区はこのランクには該当しているのかということと、その河道掘削なんです、その掘削方法をちょっと私もネットで見たんですが、手法もいろいろありまして、浚渫掘削とかスライド掘削とかありますが、あそここのところまで、この2点ちょっとお尋ねします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） まず地域防災計画のランクにつきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、私のほうでは現時点では存じあげておりませんが、掘削につきましてはですね、筋堀りとかスライス掘削、坪堀りというような工法がございまして、今、掘削を進めているところにつきましては、この地山の上部から面的に順次掘削するスライス掘削のほうを採用しているところでございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 井出ノ口がですね、大きな想定になっておりますけれども、山田川全体の治水を考えますと、のこすことを申し上げますと、山田川は県の管理河川でありますので、球磨川の緑の流域治水の一環として、国の河川整備計画と同時にですね、県のほうも河川整備計画をつくり、その位置づけを山田川も調査してあるということです。ただ、県の河川整備計画によると、大き

な工事が必要な箇所は見当たりません。万江地区でいう柚木河内対策とか淡島対策とか、いわゆる井出ノ口橋対策あたりは、治水工事を実際やっていくということでありまして、山田川について、ただ、大事なのはやはり越水するというのをどう防ぐかということは、山田川については、河道域をやはり広くする河道掘削が一番有効かということを思います。ただですね、治水的に非常に微妙なのは、令和2年7月豪雨災害では、番慶橋の辺りから、下払側から番慶橋にて水が漏れて、一丸辺りの田ん中が、田んぼが水浸しになりました。実はあのことはですね、下流域の井出ノ口の水量をだいぶ山田川の高さを抑えることにつながっておりまして、もっと下のほうを行くと球磨川と山田川の合流点まで影響して、いわゆる遊水池的な役割も実は果たしているというようなことでもあります。ですので治水工事をどんどんどんどんしていくということは、逆に言うと下流域を危ない状況をつくるというようなことにも実はつながる、県の治水の考えであります。ただし、そういうしょっちゅうですね、千年に一度で50センチと言いましたけれども、越水しながら床上浸水をするとかというようなことはあってはいけませんので、その付近のところは防ぐように県としっかり協議しながら、対策をとっていくということが肝要かと思っております。

にも増して、まずはやっぱり逃げ後れないというような観点から、我が命は自分で守るというような観点から、何かあったらぜひ避難のいろんな情報に触れ、避難をお願いするということになろうかと思っておりますので、よろしくご理解をお願いします。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 今、村長が申されましたようにですね、いろいろと河川においては県の管轄ということでございますので、県のほうにいろいろと対策のほうも要望いただきながらお願いしたいと思っております。

続きまして、高齢者及び独居者の見守り状況についてということでございますけれども、朝日新聞の2024年5月1日の記事から申し上げますと、毎年のように厳しい暑さに見舞われている中、自治体や就業施設が暑さ対策に力を入れていると、環境省が発表する熱中症特別警戒アラートの運用が4月から始まったこともあり、暑さをしのげる施設の指定など対応を急いでいると、具体的には気温や湿度などから算出した暑さ指数が、各地都道府県の全観測地点で35度以上を予測した場合、午後2時ごろをめぐりに対象の都道府県を発表し、冷房施設があるクーリングシェルターに指定した施設を一般に開放することが自治体も求められておりました。本村での暑さ対策、各自治会館への開放状況をお伺いします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。全国的に猛暑が続きましたことから、令和6年7月12日付け山保衛第377号によりまして、独居高齢者及び高齢者世帯の見守り等についてということで、村内全区の各区長様あてに依頼文を発送いたしました。内容につきましては、日中の時間帯を高齢者だけで過ごされる世帯に対しての声や、最も気温が上がる昼間の時間帯の公民館冷房の開放について、地域内でもご検討いただきまして、可能な範囲で協力をいただきたいという内容のものでございました。あくまでこのお願いにつきましては、地域内での自主的な公民館開放をお願いしたものでございまして、開放状況の把握についてはこちらのほうで行っていないところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 各行政区にお任せしてあるということのようでございます。4区の例を申し上げますと、自治会館をですね、区長さんは、役員の方がですね、自治会館を開放してですね、地域の方来られたときにエアコンのスイッチを入れてもらえるようにしておられるようでございます。その関係でですね、来られる方で熱中症対策でミニの茶話会をされたりとかいうことがなされているようでございます。

しかしですね、長期となれば経済的負担ともなります。より開放しやすくなるように、行政区へのエアコン使用料をですね、行政のほうでちょっと補助していただくことはできないか、伺います。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 今年の夏は大変暑い日が続きまして、要するに熱中症の警戒情報、注意報がずっと出されてきましたので、実は私、7月12日付けはですね、病院のほうから指示をしたところです。公民館を開放していただきながら、高齢者の方々がそこで和気あいあいと過ごせるような環境をつくっていただくことに、協力をしてくださいという文書を各自治体に、区長にですね、出してくださいというような指示をしたところです。この内容は非常に微妙なところですね、公民館を開けて高齢者を安全なところに誘導しなさいというような役場からの命令では、指示では実はないわけです。自主的にそういう活動をお願いできないかというような内容の文書を出してくれと言ったんです。

実はこのことは何を言っているかというところでですね、やはりいろんな地域活動とか村づくりかつどうかいう場合には、自助・共助、災害もそうですけれども公助というのがあります。まず自分でやれることは自分でやる、そして共にやることは共にやる、どうしてもそれが足りないところについては、役場のほうがいろんなことをやるというような大原則があるわけでして、私はその自主的な公民館のですね、活動として高齢者を守っていた、自治会としての区長の役割としてそのことをやっていただけないかというのが、自治力をつけるとかですね、自治の本来のあり方だというようなことで、課長にはそういう文書を出してくださいという言い方で、ただしですね、そのことが区を運営するに当たって、非常に経費が負担になるというような状況が見受けられたりですね、非常に困るという課題としてあがっていくというような状況であれば、その実態をぜひ教えていただきたいと思えますし、そういうことについては、役場としてもですね、そういうことを補助金について、電気代補助について検討させていただくと、何もかも役場のほうが補助金で賄うということは、逆に村民の方が自主的にいろんなことをすることを奪うということにもつながってきますので、そういう自助・共助、それから公助ですね、の考え方をもとにやっております。

今、農村RMOもまさにその自助のコミュニティを使いながら自立をしていくんだというような村民の方々と共に、役場が立ち上がろうとしていることでありますから、ぜひその付近のところもご理解をいただければと思います。以上です。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 今、村長からも申されましたように、行政区の自助というようなところで、今のところお願いしているということではありますが、今後使用料がもしほかの行政区あたりからも出た場合にはですね、検討いただくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、命のバトンについてでございますけれども、緊急時に必要な情報を入れたケースをですね、冷蔵庫に保管し、万が一のときにそなえる事業であります。一つの目的は、独り暮らしの高齢者などの要援護者の安心安全のため、また、急病などの急に助けが必要になったとき、消防署、救急隊員が駆けつけたときに、持病やかかりつけの病院、緊急時の連絡先などの情報をいち早く確実に知らせる命を守ることであります。

二つ目の役割は、目的は、地域の要援護者に対する地域での見守りや支え合いの気運を高め、みんなで支え合える地域を目指した取り組みであると。本村の現在の緊急時での医療機関などの情報を入れた命のバトンの設置状況をお伺いします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。命のバトンということございまして、内容といたしまして議員おっしゃるとおりでございます。緊急時のご家族等の連絡先や治療中の病気、今、飲まれているお薬、それからかかりつけの病院とか、また介護サービスを利用されている方につきましては、ケアマネジャーの事業署名とかですね、その当たりも書いてございます。あとは本人の基本情報、お名前、住所、生年月日等、血液型までですね、書かれているところでございます。

また、この設置状況につきましては、令和3年から4年にかけて、各地域の民生委員さんを中心に、命のバトンの更新が行われております。その後は随時新規受け付け等を行っております。令和5年度末時点で、村内116世帯125名のお宅の冷蔵庫の中または別の所ということもございしますが、バトンを設置しているところでございます。実際救急搬送の際に行きつけの病院等の情報が活用されたというような実績もあるところと聞いております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 今、課長のほうから説明がありましたが、今、設置数は116世帯、125名ということですが、現在の見守り対象世帯数と比較すると何パーセントでしょうか。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。先ほど申しました令和5年度末時点の見守り対象世帯203世帯、それから設置世帯が116世帯で算出いたしますと、57%程度の設置率ということでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 57%ということでございますという、この数字はですね、全体的にすると多い数字だと思います。また、いろいろと設置するに当たってもですね、いろいろと諸問題もあるかと思しますので、57%がですね、そのほかですね、家族と生活しておられる高齢者の方も日中はですね、1人、独居の方もおられます。対象者への認知してもらうためにもですね、地区茶話会及びケーブルテレビ等での全体周知も必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） さらに周知を図ってはどうかというご提案かと思えます。救急搬送の際に実際に使われたという実績もございしますので、議員おっしゃるようにその有用性をですね、地域内の高齢者の方に知っていただくということは必要であると考えております。

先ほど申しました数字で、見守り対象が203世帯、設置が116世帯と申し上げておりますが、未だ87世帯がですね、未設置ということでございます。これは87世帯にお声をしていな

いというわけではなくてですね、一応対象の203世帯につきましてはお声をさせていただいて、ご希望があり、ご記入いただいたところが設置済みということになっているようでございますので、まずはこの87世帯の方に再度の有用性の説明をさせていただいて、ご理解をいただいた上でですね、設置をいただくというのをまず進めていくべきかなと考えております。

また、いずれにしましてもこの事業主体が山江村社会福祉協議会のほうで事業主体として実施していただいております。当然協力体制はとってまいりたいと思いますが、議員ご提案の趣旨も踏まえながらですね、社会福祉協議会のほうへもおつなぎして事業を進めてまいりたいと考えているところです。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 全世帯にこの設置については話をしているということのようでございますので、再度設置の促しと申しますか、この有効性をご理解いただいて、できるだけ設置をお願いするようにお願いしたいと思います。

続きましてですね、村内配達と巡回しておられる企業とのですね、見守り連携がされているかということでございますが、地域の見守りに加え、民間企業が日常業務においてですね、高齢者の何らかの異常に気づいた場合、自治体関係者に連絡して連携する協力ではありますが、村内を配達と巡回しておられる企業との見守りのですね、連携の締結は現在されているのかお伺いします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。二つの協定を結んでいるところでございます。一つ目につきましては、平成29年11月1日付けで日本郵便株式会社様とのあいだに締結した、地域における協力に関する協定でございます。日本郵政の職員の方がですね、業務中に高齢者、障がい者、子ども等の住民の異常や道路の異常、それから不法投棄など、そういったものに気づいた場合にですね、村へ情報を提供していただくというような提供内容となっております。

それから二つ目は、平成30年4月23日付けで、生活協同組合くまもと様との間に締結いたしました山江村見守り活動及び災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定でございます。先に申しました日本郵政との協力と同じく、村民や道路、廃棄物等の見守り、情報提供の協力に加えまして、こちらは災害発生時に、生協くまもとが所有されている応急生活物資を積極的に支援していただくというようなものが追加された内容になっているところです。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 日本郵便株式会社と生活協同組合くまもとさんと協力協定をされているということで、大変有効的だと思います。しかしですね、地元はまだまだ企業見守り協力はされる方がおられます。飲料の配達、新聞配達、巡回されている民間の事業者さんもおられますので、その方々にも今後見守りの協力をお願いすることはできないか、その点についてお伺いします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） その他の事業所との今後の連携協定ということでございますけれども、今のところですね、その他の事業所との協定締結は計画はしておりません。ただ今後ですね、また検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。村内の事業所としましては、万江地区

の藤田商店のほうと今現在、買い物支援の村内巡回のほうもお願いしているところですが、そちらの事業所とは協定等は結んでおりませんが、そういった支援の配達の際に見守り等もされている実績が今現在ございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 今、藤田商店さんのほうが配達もされているということで、お願いをされているということで大変ありがたく思うわけでございます。

続きまして、特殊詐欺及び終身サポート相談についてということでございますけれども、特殊詐欺はですね、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、キャッシュカード詐欺等の三つの手口を合わせたものでございます。熊本県が2023年に認知した特殊詐欺、電話でのお金詐欺の被害数の暫定地はですね、前年より4件多い104件と3年連続で増えたことはわかっております。総額は5,211万円の減で2億7,719万と熊日の記事にありました。前年より金額は減っておりますけれどもですね、件数は増えております。

そこで、令和5年度の本村の特殊詐欺に関する相談件数及び被害状況をお伺いします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。消費者行政にかかわります相談窓口は健康福祉課にも設置してございますが、あくまで専門知識を有する機関へおつなぎするための窓口ということでございますので、相談件数や被害状況につきましては、人吉消費生活センターの相談受付情報に基づきお答えさせていただきたいと思っております。

山江村の令和5年度の相談件数は9件ということでございまして、被害総額13万7,480円となっております。うち救災ができた金額、取り返せた金額ということでございますが、10万3,390円となっており、いまだに救災できていない金額が3万4,090円となるところでございます。またこの9件の内容につきましては、特殊詐欺かどうかという把握のほうはされておらず、特殊詐欺の件数ということでございますが、こちらは不明ということでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 山江でも9件の相談、また被害もあっておりますけれども、取り戻した額もあるということで、3万円代の被害ということでございますが、被害に遭われた方もおられて本当に残念であります。本村においてはですね、防災無線、ケーブルテレビ、広報での注意喚起がされておりますので、引き続き定期的な周知をお願いしたいと思います。

続きまして、2と3番は関連内容でございますので、双方の事業内容はですね、一部似ておりますので続けて質問をいたします。

本村での介護予防の一つとして、軽度生活支援サービス事業を実施されておりますが、その日常生活件数とその内容を伺いますとともに、近年民間事業者による高齢者終身サポート相談日常生活支援や死後の事務整理など、家族や親族で担っていた役割を有料で代行するなど、契約解除、解約ですね、高額請求などトラブルが急増しております。本村においても契約に関するこういった相談はあっているのか、また、その事業者の所在等を把握されているのかお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。軽度生活支援サービス事業ということでございます。まず、山江村の現状といたしましては、社会福祉協議会へ業務委託しているところ

ろでございます。令和5年度の実績件数を申し上げますと、利用回数が年間620回、これが通算620回ということでございます。実利用者数が17名となっております。その支援内容といたしましては、部屋の清掃片づけ、それから食事の調理提供、買い物支援などが主な内容となっております。またご自宅に滞在しているあいだにお話を伺ったり相談を伺ったりということもございまして、緊急の場合は役場の包括支援センターへ状況提供をしていただくということもあるところです。

続きまして、終身サポートトラブルということでございます。全国的に見ますと終身サポートトラブルは増えているようでございますけれども、管内におきまして同様のトラブルが急増しているというような情報は、現在のところ私どもの部署では把握していないところでございます。また、現在のところですね、相談としてもあがってきていない状況でございます。

今回人吉市消費生活センターにもお尋ねいたしましたけれども、やはりこの終身サポートによるトラブルというものは、情報は把握していないというお答えをいただいているところでございます。

またですね、このようなトラブル、こちらも把握してございませぬという状況からですね、トラブルを起こしてしまうような、いふならば悪徳な事業所さんの所在というところにつきましても、私どものほうでは現在把握していない状況でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） こういった事業所はですね、まだまだ地方のほうには発生していないと、展開はされていないというのが実情だと思いますけれどもですね、本村ではですね、高齢者等終身サポート事業に近い内容を持つ軽度生活援助サービス事業を実施していただいております。事業の継続をお願いしたいと思います。

また、悪質な業者だけではないと思いますが、今後高齢者終身サポート事業所等による契約、解約の相談もいろいろ発生すると思いますので、早めの注意喚起が必要と考えますので、いかがでしょうか。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。村民の皆様が悪質な事業所との契約、トラブルに遭遇しないようにですね、日常的に注意喚起は行っているところです。熊本県や人吉市の消費生活支援センター、警察署からは、または地域の民生委員の方々を通じて、悪徳商法等の情報等が入ってきた際には、即日防災無線で村内に周知を行っております。また議員申されましたとおり、ケーブルテレビや広報を活用した注意喚起も随時行っているところです。今後もしリアルタイムの情報をお知らせしてまいりますので、議員の皆様、また地域の皆様でこのような情報を取得された場合は、ぜひ役場健康福祉課まで情報提供いただければと思います。よろしく願いいたします。以上です。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） ぜひ村民の方が被害に遭われないようにですね、注意喚起等をお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（森田俊介議員） 通告がありました本日の一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午前11時42分

第 4 号

9 月 1 2 日 ( 木 )

# 令和6年第5回山江村議会9月定例会（第4号）

令和6年9月12日

午前10時00分開議

於 議 場

## 1. 議事日程

日程第1 一般質問

## 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 白川俊博議員	2番 北田愛介議員
3番 本田りか議員	4番 中村龍喜議員
5番 赤坂修議員	6番 横谷巡議員
7番 立道徹議員	8番 西孝恒議員
9番 久保山直巳議員	10番 森田俊介議員

## 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

## 4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山口明君

## 5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 内山慶治君	副村長
教育長 藤本誠一君	総務課長 平山辰也君
税務課長 迫田教文君	企画調整課長 清永弘文君
産業振興課長 松尾充章君	健康福祉課長 今村禎志君
建設課長 蕨野昭憲君	教育課長 一二三信幸君
会計管理者 高橋忍君	農業委員会事務局長 新山孝博君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（森田俊介議員） 本日は、会期日程、日時第4、一般質問となっております。

4名の委員の一般質問を通告の順に従いまして許します。

なお、会議規則による発言時間は、質問・答弁を合わせ60分といたします。

それでは、はじめに、6番、横谷巡議員より、1. 村の認知症施策について、2. やまえ栗の波及効果と振興について、3. 建設請負業者に対する安全管理指導徹底と道路の排水対策について、4. 村職員の「姿勢」・挨拶と接遇態度についての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。6番、横谷巡議員。

#### 横谷 巡議員の一般質問

○6番（横谷 巡議員） 議長のお許しをいただきましたので、6番議員、横谷巡から、通告に従い一般質問を行います。

特産のやまえ栗の収穫も最盛期に入りまして、色づきははじめました稲穂の風景は、初秋の匂いを感じさせる季節となりました。農家の皆様には、心配されました台風の影響も少なく、これから多忙な収穫時期を迎えてまいります。健康に留意してお過ごしいただきますようお願いいたします。

それでは質問に入ります。質問事項の1点目、村の認知症施策について通告しております。村内集落での高齢者の集い等で、よく認知症のことが心配事として話題に上り、身近なものとなっております。歴史のひもときますと、認知のある方を痴呆・惚けと偏見されてきた経緯がありますが、この認知症の高齢者が2025年には471万人、2040年には584万人、2060年には65歳以上のほぼ6人に1人の割合、645万人に達すると公表がありました。

このように認知症は増加傾向にあり、今や認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気となっています。認知症の方は、正しい理解と周囲の支えがありますと、ある程度の自立ができますので、認知症になっても住み慣れた地域で、村で、安心して尊厳ある人らしい生活が継続できるような地域社会づくり、認知症に対する正しい理解を深めるための啓発、そして、何よりも認知症の方や家族を支えるための取り組みが重要でないかと考えます。

そこで、本村の取り組みについて伺います。まず、本村の認知症者の現状についてお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。認知症と診断を受けられている方といいますが、山江村地域包括支援センターが管理するシステム上では、113名となっております。ただし、医療医院や老人保健施設、特別養護老人ホーム、グループホームなどに入所してお

られる方については、このシステム集計にあがってまいりませんので、その方たちが71名おられます。合計いたしまして、ただいまうちで把握しておりますのが184名はおられるといった状況でございます。

ただし、症状が軽い方でもございましたり、自覚症状がなく診断を受けられていない方等もおられますので、その当たりが入ってくるともう少し増える見込みです。

また、令和6年3月に策定いたしました第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に記載しております認知症高齢者に関する予測によりますと、有病者率は、徐々にございますが、年々上昇していく見込みとなっております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 200名近くということで、本当に山江の人口にしては多いかと、また今後も増えるのではないかと考えています。

難しい課題でもありますが、認知症の発症や進行を遅らせるための早期発見、予防対策の現状はどのようになっているか、お尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。認知症で申します予防というのが、認知症にならないということではなくて、認知症になるのを遅らせる、または認知症になっても進行を緩やかにするといったようなことであると言われております。早期発見の取り組みといたしましては、地域巡回型の介護予防検診を行っております。令和5年度の実績を申し上げますと、年間16回、それから参加総数が184名となっております、この中で、長谷川式知能評価スケールといったスケールを活用いたしまして、リスク測定を行っております。

次に、予防についてでございますが、社会参加することが有効な予防対策と言われておりますので、先ほど申しました長谷川式の評価スケールにより、測定いたしましたリスク結果に応じまして、介護予防、生活支援サービス事業、または一般介護予防事業をご案内しているところでございます。たっしゃかクラブや骨こつ健康クラブ、さらには、地域のサロン活動に参加する中で、認知症に関する講話の開催、またはタブレットコンテンツを活用した脳トレなどと併せまして、地域の方との触れ合いを行いながら、ご自分の居場所づくりをしていただいているところでございます。これが予防につながっているかと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 今、課長がお答えしてもらったように、予防、それから軽症で抑える、この取り組みも大事になっていきます。この認知症の症状の進行を抑える働きがある待ちに待った認知症の新薬レカネマブ、この薬は公的医療保険の対象となりました。しかし、投与できる医療機関が限られ、使用の際の制約などもあり、投与しやすい薬の開発の必要が指摘されています。期待されるこの新薬の投与、使用の現状について、わかる範囲で結構ですので、お尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。日本の認知症の約半数を占めるのがアルツハイマー型認知症といわれておまして、本村においても同様かと考えております。認知症疾患医療センターの医師にちょっとお尋ねいたしましたところ、日本で唯一治療薬として認可がおりている、先ほど議員申されましたレカネマブについてでございますが、65歳以下の若年性

のアルツハイマー症であり、それに加えて軽度認知症または軽度認知障がいといった、比較的軽い症状の患者にしか処方できないということでもございました。また、この薬を試用した場合の費用は、医療機関ごとによって異なりますけれども、医療保険3割が適用される方で、年間100万円ほどの費用負担が生じてしまうということで、簡単に負担できる額でないというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） やはり症状の初期の段階とか、早期発見が大事だと思います。やっぱりこのときに効ける薬ということですから、もう少し幅広い投与が簡単に患者さんができるような新薬の開発が早くできればということでも期待したいと思います。

それから、これも大事なことですけれども、認知症への偏見をなくし、認知症の方と家族を支える認知症サポーター養成の取り組み、非常に山江村はこの分野については頑張っておられますけれども、サポーター養成の取り組みと活動状況についてお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。認知症サポーターということでございます。現在のところ山江中学校の3年生、それから山田小学校、万江小学校の4年生、万江小学校のほうはですね、人数によりもっと参加していただくこともございますが、子どもたちを中心に地域の住民の方にもお声かけをさせていただきながら、認知症サポーターの養成講座というものを毎年行っております。令和5年度の実績といたしましては、108人の方に受講いただいております。これ熊本県下では3年連続でですね、この受講率というのはナンバー1ということでいただいております。これは小学校、中学生を中心にと申しましたけれども、認知症への偏見をなくすという点では、将来の本村を担う世代に正しい理解を深めてもらいたいという考えで、子どもたちへの講座を中心に開催しているところでございます。

また、認知症への正しい理解に加えまして、一步踏み込んだ施策も展開しております。認知症サポーターアクティブチームというのがこれに当たります。このアクティブチームは、熊本県の認可を得まして、サポーター講習を受講された方が中心となり、地域の認知症の方やそのご家族を支える取り組みを行っていくものでございまして、将来的には認知症カフェ、これ地域ごとの認知症カフェなどの運営も行うことができるようになります。地域の認知症の方が自分らしい生活を送っていただくことに寄与するものであると思っております。

現在はモデル的に第7区においてですね、アクティブチームの立ち上げにご協力をいただいております。この取り組みを村全体に広げていければと思っております。また併せて、医師、保健師、社会福祉士などの専門職で構成されております認知症初期集中支援チーム、これらとタイアップしながら活動を構築してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 新聞の報道等でも山江村は人口比率で、養成サポーターのこの取り組み、県内で1位なんですよ、これは大変私はずばらしいことだと思います。しかし、サポーターを養成したあと、その認知症の方々へどのようにサポートしていくかが、この足元への取り組みが課題ですので、サポーターの皆様の積極的な活動の広がりをお願いしたいと思います。また今、アクティブチームを作って進めているということですから、やっぱりこのことが一番大事ですね。このことも各地区に広がって、みんなで支え合って理解していくようなことができればと思いま

す。

次に地域社会に偏見をなくし、地域住民の認知症への正しい理解を深めていくための啓発等の取り組み、このことについてお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。まず、認知症は特別な病気ではなくて、誰もがなり得る病気であるということを理解していただくことが一番重要だと考えております。認知症の方とそのご家族、地域住民と一緒に集いまして、触れ合う、語り合う場として、今、行っております認知症カフェというのは、非常に有効であると考えております。

また、専門の職員が出向いて、地域内等でですね、講習会を行う準備も実は担当課内でできておまして、今後区長の皆様をはじめ公民館事業の取りまとめをされる方々にご相談をしながら、その機会提供をいただきながら、一緒にですね、こちらからも講師の派遣等を行いながらやってまいりたいと考えております。認知症がいかに身近な病気で、地域の皆さん全員にかかわるかということ、引き続きお知らせしまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 認知症の現状、予防対策、サポーターの取り組み、啓発の推進などについて伺ってまいりましたが、これから高齢化が進むにつれ、本村においても認知症の方が増えていくことが確かなこととあります。認知症の方を支援するための入所施設の整備のあり方についても、検討していく時期にもなっているのではなかろうかなと思うんですけれども、このことについて、これは村長にお尋ねします。どのように考えておられるかお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） それではご指名でありますので、私のほうから答弁させていただきます。議員指摘のようにですね、2025年問題として、団塊の世代の方々がすべて75歳以上になられるというようなこととあります。

また、議員からも話がありましたとおり、2040年には飛躍的に高齢者が増えるということですね、当然飛躍的に認知症の方も増えると、今から16年後になりますけれども、ということになります。と同時に、2040年問題としては、介護士が不足するだろうといわれて、福祉の施策の混乱が大変心配されているというようなこととあります。

そのような状況を踏まえて、先ほど課長が言いましたとおり、今年ですね、第9期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定しました。基本的には行政としては、この事業計画に則って様々な施策を展開し、予算を付けていくということになりますけれども、本年その認知症の方々が安心して入所できる施設を造るべきではないかという話もですね、この事業計画をつくる策定委員の中から、私のほうからも発言しましたけれども、意見が出ております。ただ今期計画では、一応山江村の認知症の方それぞれの他地域といいますか、他町村へのグループホームのほうへ入所してもらっているということで、何とか向こう3年はですね、大丈夫なんだろうというようなこととあります。ただ、ただし3年後については、このグループホーム等の設置について、本村でも当然検討しなくちゃいけないというようなこととありますし、その折に、ちょっと先延ばしさせてもらったという経緯であります。ただ、その施設を造ることがどういうことになるかという、今年介護保険料が6,000円から6,900円、900円に1号保険者、いわゆる基本の介護保険料を決めたということとあります。試算しますと実は7,900円ぐらい

かかるのを激変の緩和としてですね、1,000円抑えております。1,000円抑えているのは、介護保険料の基金の中から、多分2,400万円、500万円の基金を取り崩して6,900円にしたということですが、ただ介護施設を造ると介護保険料にそのまま反映してきますので、その付近のところは非常に注意深く見ながら施策を決めていくということになるわけですが、ただ、認知症の方が本当に増えて、その方をそのままの状態、そのままの状態といいますが、家庭内介護また地域内介護だけで賄っていくということは非常に厳しい状況も考えられますので、次回にはそのグループホーム等の福祉施設、介護施設を建設する必要があるだろうというような結論になっているわけです。

ただおっしゃるとおりですね、地域でいかに支えるかということについては、認知症サポーターはですね、今、小学生、中学生当たりが一生懸命勉強しております。実は2040年となりますと、この人たちが実は介護をする中心の社会を形成する人たちになっていくわけですので、非常にそのことも重要な施策だなあとということも考えながら、そういうソフト制作も併せて実施していきたいというふうに思っているところであります。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） この分野は非常に財政的負担というその課題も出てくるわけですが、3年後を見据えて検討したいということで、よろしくお願ひしたいと思います。

質問事項の2点目であります。やまえ栗の波及効果と振興について伺います。

やまえ栗の地理的表示（GI）制度登録は、本村にとりましては誠にうれしい出来事です。村長は、献上栗以来のビッグニュースであると言われております。しかし、このやまえ栗を村内の施設、特に温泉センター等の料理一品に、年間を通してお客様の期待にこたえたやまえ栗の提供がなされていないように感じます。やまえ栗の本元としてこの機会を捉え、年間を通しての提供、GI記念の限定商品の販売など、栗の村としての存在を高めていくべきではないかとも考えます。

そこで、今回のGI登録に伴い、まず地元、足元から積極的にやまえ栗を使い、栗の村としてさらなるイメージを高め、生産量の増や単価の向上などの波及効果を図る考えはないか、お尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。令和6年3月27日にやまえ栗が農水省の地理的表示（GI）保護制度に登録後、栗の村としてのイメージを高めるために、9月の22日に開催予定であるやまえ栗まつりや、11月に開催を予定しているやまえ宝物収穫祭では、やまえ栗GI登録記念の冠事業としてPRを図るほか、9月1日から販売を開始しています百人委員会、やまえ栗ブランド部会による生栗直売では、GI登録の幟旗やシールを貼り販売を行っております。そのほか、ふるさと納税の受付サイトに掲載しておりますやまえ栗の返礼品についても、GI登録の表示をするなどのPRも行っております。

併せて、農水省の動きとしまして、都心部を中心に全国25店舗をかまえるカフェコムサにおいて、やまえ栗GI登録のパンフレットを農水省が作成し、配布をしております。村内外の多くの方にやまえ栗のイメージを高める広報活動現在行っております。

また、村内で飲食を提供しております山江温泉「ほたる」、また「時代の駅むらやくば」につきましては、例年同様やまえ栗を使用した料理の提供に併せ、やまえぐりのPRにもご協力をい

ただくとともに、山江村の宝やまえ栗条例の基本理念であります日本一の栗の産地として確立し、未来につなぐため村全体としてイメージを高め、波及効果を図る仕組みづくりとして、やまえ栗を字句とした産業とにぎわいの拠点である石蔵活用拠点整備にも現在取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） まず足元のほうからですね、積極的なやまえ栗の使用をお願いしたいと思います。昨日の温泉センターの料理にもですね、たくさん栗と栗椀とデザートが出ておりました。やはりお客様は山江でそのようなものを食べると、さすがにやまえ栗の産地だなという意識づけもできますので、今後ともよろしくをお願いしたいと思います。

それから、第6次山江村総合振興計画後期基本計画で、やまえ栗の生産量の目標値が300トンから150トンになっております。今まで栗の剪定や苗木・肥料購入などの助成、積極的に生産量の増大を目指す施策の展開をしてこられました。このことは現実的な生産現場の状況や、担い手の実情などを考慮してのことなのか、この経緯についてお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは横谷議員のご質問にお答えいたします。第6次山江村総合振興計画後期基本計画、令和6年度から10年度までの計画でございますけれども、そちらにつきまして、やまえ栗の生産目標を150トンと掲載しております。この数値はここ数年の生産量の推移を勘案し設定したものでございますけれども、あくまでも村の生産の目標値としては300トンということを目指しております。当然150トンを5年間でクリアしないと300トンには達しないわけですので、生産量の増大に向けまして、先ほどから議員が申されました、苗木や肥料の購入、剪定やドローンの防除にかかる経費の一部を補助したりですね、有害鳥獣、生産者の方は今、非常に頭を悩ませておられますけれども、防護ネット等の設置に関する補助も行っております。

また、今年度から実施する樹園地の生産状況調査、栗の生産が収穫が終わったあとに調査を行いたいと思っておりますけれども、そのような調査からどのような支援に重きを置くかを検討するとともに、水田を畑地化、栗園をですね、水田を畑にして植えようというような取り組みも行いながらですね、生産面積の拡大を図ることも生産量の増大につながるというふうに考えております。水田の樹園地化につきましては、今年度から熊本県の実証実験も始まっておりますので、検証結果を参考にしながら農地の幹旋をしていきたいと考えております。

先ほど企画調整課長も答弁いたしましたけれども、G I登録を受け需要が高まることが想定されるやまえ栗の生産増大に向けまして、やまえ栗生産向上推進委員会、百人委員会、栗ブランド部会をはじめ、生産者が意欲を持って生産できる体制を構築できるよう、支援を行いながら目標の300トンというところに向かっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 総合計画の中身を見たときに、150トンとなっていましたので、50%の減とちょっと大きかったのでこの経緯についてお尋ねしたところでした。G I登録に伴って、当初の生産目標値300トンは目標値として取り組み、先ほど課長が言いましたように、田畑の耕作放棄地等への転換植栽、あるいは小面積で多収量を図るなどの村としての独自の戦略によって、目標値を目指されていかれるのかなと思っていましたので、その経緯についてお尋ねをしたところ

ろであります。

では、質問事項の3点目、建設請負業者に対する安全管理指導徹底と道路の排水対策について伺います。今年5月30日、村発注工事であり豪雨災害復旧工事現場の村道におきまして死亡事故が発生しました。事故の発生に伴い村工事にかかわる建設請負業者に対して、注意喚起などの安全管理対策について、村としてどのような指導の徹底をなされたのかお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。村で工事を発注する際は、工事内容に応じた安全訓練等の具体的な計画を作成するよう周知徹底を行い、土木工事現場における事故防止対策についても特記仕様書に定めております。また、他の工事現場を配慮しながら、余裕工期を設けましたり、安全衛生にかかる経費を諸経費に含めるなど、取り組みも行っております。受注者におきましても施工計画書に安全管理に関する項目を定め、労働災害の防止に努めながら施工していただいているところでございます。

そのような中に、先ほど議員申されましたように、本年5月30日の11時前ごろだったと思いますが、万江地区の災害復旧工事現場で、作業員が既設構造物の破砕作業中に、重機ごと川岸に転落し死亡するという事故が発生いたしました。建設課といたしましても事故発生の連絡を受けてすぐに現場へ出向き、事故の状況等を確認し、経過情報を収集するとともに、その後の対応に努めたところでございます。また、請負業者につきましても、事故発生後、労働基準監督署の監督指導を受け、労働安全衛生法に基づく手続きがなされたところでございます。

村の対応といたしましては、その翌日に村が発注する工事の現場における安全対策の実施や指導の徹底など、事故防止に努めていただくよう、関係請負業者に通知を行いまして、安全対策の指導徹底を図ったところでございます。

今後も災害復旧工事など村が発注しております工事を施工中でございまして、現場代理人を通じて現場の状況を密に確認するなど、安全管理対策の徹底強化を図るとともに、再発防止に努めていきたいと考えております。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 本村の工事現場は、地形的に本当に大変厳しい現場が多いわけですね。やはり事故を起こしますと業者さんも大変ですし、特に亡くなられた皆様、家族の方が大変なことになります。そしてまた労働安全衛生法違反等にも問われますので、機会あるごとの注意喚起などの徹底をお願いしておきます。

昨今の異常気象による豪雨等によって、村道舗装面を流れます排水の量は大変多ございます。その現状は既設の排水口と暗渠で捌けきれないわけです。ですから、その排水が溢れた水が法面の弱いところに集中して災害が発生しているというのが見られます。あちこちで見られます。そこで排水施設の維持管理の徹底とともに、現状、現場に即した排水施設の対策についてお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。令和5年度において、梅雨前線豪雨により山間地域に位置する村道の法面が崩壊いたしまして、災害復旧事業により復旧したところでございますが、令和6年度につきましても同路線に2カ所法面が崩壊し、本9月定例議会に災害復旧

工事に係る予算を計上したところでございます。

原因といたしましては、議員ご指摘のとおり、山林からの雨水や側溝から溢れた排水が大量に村道に流れ込み、1カ所に集まって法面崩壊などの災害を引き起こしているものと考えております。これまで災害復旧事業は道路舗装補修事業及び道路改良事業等で整備をいたしました路線につきましては、U型側溝やL型側溝、アスカーブなどの構造物を設置いたしまして、排水対策に努めているところでございます。

今後は、大雨や台風が接近する時期など、道路パトロールを行う際に、各路線の排水対策が必要な箇所を調査するなど、対策を検討していきたいと考えております。排水対策の実施につきましては多額の経費を要しますので、国の制度事業等を活用するなど財源確保に努め、また事業を実施する場合は、路線の優先順位をつけて対策に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 現地調査などをしていただいてですね、必要箇所への対策をお願いしたいと思います。

質問事項の4点目は、村職員の「姿勢」・挨拶と接遇態度について伺います。

昨今は急速に振興する少子化、生き方の多様化、気候変動などの課題に直面しており、大胆な改革と新たな時代に適した地域社会を創造していかなばなりません。それに挑戦し、企画から施策立案を担う職員の役割は大きなものがあり、村民全体の奉仕者としての自覚、特に職員としての「姿勢」・挨拶と接遇態度については、十分に留意し、認識を深めていく必要があります。人間と人間とのコミュニケーションの基本は挨拶からと言われております。コロナ禍等の社会的状況変化から、人との関わりが希薄化する中、気持ちの良い挨拶が社会を明るくし、また穏やかにしていくのではないかと感じます。村民から頼り期待される職員として、窓口や庁舎内外で人と接するときの挨拶や接遇態度について、再認識する必要があるのではないかと考えます。

そこで、村職員の姿勢、挨拶と接遇待遇の考え方と、窓口での対応についてお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それではお答えいたします。職員の勤務の姿勢、挨拶、接遇態度の考え方ということでございます。議員もおっしゃいますとおり、この三つは来客対応に対しまして非常に重要なことでありまして、基本中の基本ということでありまして、姿勢や挨拶につきましては、初対面で第一印象を決めるものは表情でありまして、接遇は相手に対し第一印象を決定づけるものでありますから、1人の職員のマナーが組織全体の印象に大きな影響を与えるものであります。

庁内において来庁されるお客様に対し、庁舎内外でも相手に好感を持ってもらうよう心がけなければならないと思っております。いずれにしましてもこの当たり前のことを再認識しながら、今後来客の対応にですね、努めていきたいと思っております。

以上が態度に対する考え方ございまして、それから、現在の窓口での対応についてというご質問でありますけれども、来客されるお客様に対する職員の対応につきましては、挨拶することはもちろんでございますけれども、戸惑っておられる方には、窓口職員を中心に積極的に声をかけて案内するように心掛けております。場合によっては用事がある窓口まで案内したり、2階に用事がある方につきましては、身体が不自由な方につきましては、2階の職員に連絡をしまして、1階まで下りてきてもらって対応するというように心掛けております。

以上が来客に対しての対応でございます、今後もこの対応はですね、続けていきたいと思っております。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 今、総務課長が答弁しましたような内容での対応をしていただくと、本当に職場の環境づくりにもなりますし、来客者それに対してもこのことは十分伝わると思っています。よろしくをお願いします。

それから、この挨拶と接遇等の研修状況はどうなっているかお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 挨拶と接遇の研修状況ということでございます。挨拶と接遇に特化した全体研修は、以前は行った経緯はありますが最近も行っておりません。ただ、新規採用職員を対象とした熊本県が主催します町村会の研修の中で、しっかりと接遇等については受講をしております。今後全体職員に対しましては、必要に応じて検討をしていきたいと思っております。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 研修にはあらゆる種類がありますが、村長自ら行う職員研修、地方公務員法第7節第39条第1項に、職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために研修を受ける機会を与えなければならないと記されております。この研修は任命権者が行うことが義務づけられていますが、この実施状況についてお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 研修の実施状況ということでございます。過去3年間を申し上げますと、村長の講話も行っております。これは地域活性化の意義という演題でありまして、それから各課長を講師とした役場職員によります自主研修、それから人権教育研修、それからデジタル技術研修、人事評価研修、地域活性化研修、それからハラスメント研修等も行っております。このほか自治大学校を卒業した職員を講師として、新規採用職員を対象としまして、研修や、そのほか産業医によります講演などを行っております。

研修が以上実施状況ですけれども、いずれにしましてもこの研修を通してですね、私たち職員は住民にサービスを提供し、対価をいただいているということを再認識し、業務に当たるべきであると思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） いろんな研修等を行っていただいております。本当にこれからのむらづくりは、職員の双肩にかかっています。再認識していただけて取り組んでいただければと思います。

新たな時代に向かってのむらづくり、地域課題の改革と地域社会を創造していくためには、全体の奉仕者であることの意識と自覚、そして気持ちの良い挨拶と接遇態度の心掛けが大切であると考えます。職員が変われば村も変わる、気持ちの良い挨拶と接遇態度で、村の雰囲気は大きく変わってまいります。このことを再認識していただき、元気な地域と村の明るい未来づくりのために、尽力と邁進していただきますようお願いし、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。再開時刻を11時といたします。

-----○-----

休憩 午前10時46分

再開 午前10時58分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、2番、北田愛介議員より、1. 石蔵拠点整備について、2. DX推進について、3. 山田川における農業用水問題の通告が出ております。

北田愛介議員の質問を許します。2番、北田愛介議員。

#### 北田愛介議員の一般質問

○2番（北田愛介議員） ただいま議長の許可がございましたので、2番議員、北田が一般質問を行います。

今回は、石蔵拠点整備について、DX推進について、そして、山田川における農業用水問題の3点を通告いたしておりますので、よろしく願いいたします。

まず、第1点目の石蔵拠点整備についてでございますが、この事業につきましては、議会全員協議会等におきまして、担当課長からですね、概要のほうは説明いただいております。また予算につきましても本年度当初予算には、委託料、6月の補正予算では用地購入費や保障費などが計上され、現在総額で約7,700万円強が予算化されているところでございます。

現在、計画を進められておられると思います。また、村民の方々にはですね、機会を捉えられて計画について説明をいただいていることと思っておりますし、地域懇談会においても説明をいただくというようなことを聞いております。

しかしながらまだですね、現時点でご存じない方もおられましたので、この石蔵拠点整備事業の概要についてですね、基本的な部分を質問をいたしたいと思います。まず、本事業においてですね、整備されます施設の目的と期待される効果について伺います。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。令和3年3月に寄贈を受けた石蔵の活用と地域課題の解決に向けて、令和5年度に山江村石蔵活用拠点整備基本構想を策定いたしました。この基本構想では、「魅力ある山江村の創造を目指した地域課題の解決」を掲げ、「地域資源を活用した産業の活性化による地域社会が抱える課題の解決」と、「山江村産業活性化を起点としたにぎわいの創出」を目的として整備を進める構想としております。

また、期待される効果としましては、山江村の特産物である「やまえ栗」を中心に、村民、生産者、観光客に加え、シェフ、パティシエ、栗関連企業など、多種多様の方が今回整備する拠点を字句に交わることで、にぎわいを創出するとともに、「やまえ栗」の新商品開発や販路開拓、新たな店舗出店や事業進展による産業の振興に波及することを期待しております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） ただいまですね、地域課題の解決と賑わい創造、栗を中心としたものとい

うことでございます。私どものほうに対してもですね、説明いただきました資料によると、今、言われたように産業の拠点としての部分としてですね、生産、出荷調整、加工、商品化、流通販売、飲食、またにぎわい拠点として出荷先、仕入れ先、直売所、公園広場、消費体験の場所とですね、働く場所の提供としても計画されておりますが、具体的にですね、現時点でどのような施設をですね、整備して、その機能はどのようなものかですね、現時点での計画内容を伺います。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。先ほど議員が申されましたとおり、今回策定した基本計画の中ではですね、「やまえ栗」の生産、出荷調整、加工、商品化、流通販売、飲食など、そのほか賑わい拠点としての直場所公園等を計画しております。雇用の場も機能として持たせる予定でございますが、詳細につきましては、今年度策定いたします基本計画の中で、その中身を煮詰めたいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 石蔵の拠点整備事業でありますけれども、今、構想が固まりまして、議員の皆様にはその構想を説明させてもらっている、その構想により私のほうも機会あるごとにですね、村民の方に挨拶で伝えさせてもらっているというようなことであります。

大元は産業振興をやりたいということでありまして、これはもちろん直売所を造り、栗の集荷、出荷関係をする、その中には「やまえ堂」という民間も手を挙げておりますし、またふるさと納税を担当してもらっております「株式会社ローカル」も進出していきたいということでもありますから、民間の力も活用しながら、いわゆる産業の振興をまず図っていくということでもあります。

そのほかですね、非常に欲張りです、防災の拠点となり得ないのか、公園の施設も持ちたい、それからいろんな情報を発信していきたい、そして周りは文化施設ですね、高寺院、大王神社もありますし、そういう教育文化のほうの関係の拠点としてもできないかとかですね、ただまとめてそのテーマ、モチーフはですね、やっぱり今回G I登録されたやまえ栗、栗を中心として発信したほうがですね、テーマとして拠点整備したほうが、周りの方が来やすい。そしてにぎわいをつくって、いろんな産業振興につながっていくというようなことを目的としております。

今年予算認めてもらっておりますとおり、基本計画を策定するというところでありますし、委員の方ももちろんおられますので、その中で具体的に揉んでいきたいと思っております。議員の委員の方もおられますので、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） ただいまですね、説明いただきましたけれども、いろいろな機能を有しているということもございますけれども、農林水産物の加工販売等につきましては、村内には既存の施設として山江村物産館、合戦ノ峰の物産販売所、飲食などにつきましても時代の駅のですね、農家レストランやまえのまんま、温泉センターの食堂などもありますけれども、このような施設と競合する部分もあるかと思っております。その当たりのですね、関係を整理しとく必要があるんじゃないかなと思っておりますけれども、その当たりのですね、どのように位置づけをしておられるかというのを答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。今回整備を計画している場所の周辺に

は、山田大王神社や高寺院などの文化財をはじめ、時代の駅むらやくばの農村レストラン、山江村歴史民俗資料館など、建設予定地を中心に周遊し、滞在時間を楽しめる関係性を構築できればと思っております。

また、山江温泉ほたるや物産館、合戦ノ峰物産販売所など、地域資源につきましては、それぞれの特徴を生かしながら、山江村全体で相乗効果を発揮できるような関係性を構築できるよう今、検討しております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） やはりですね、既存施設との関係性をよく整理されまして、役割をきちんと整理して、今回整備される施設とですね、既存の施設の相乗効果ということがありました。あの地域一帯をですね、周遊できるような地域にするというのは、山江村の中心部でございますので、やはりそういったことで今回の施設、石蔵拠点整備がですね、より有効なものになるんじゃないかなと思っております。

次にですね、施設の運営方法としてですね、運営方法と運営主体について質問をいたします。これまでですね、説明いただきました内容に寄りますと、拠点整備の方針として多様なプレイヤーを呼び込むと村長、先ほど言われましたけれども、それらとコラボレーションすることによって、新たな創造につなげると、産業振興と賑わい創出という大きな2点の目的があるということでございます。この多様なプレイヤーとして生産者、観光客、山江ファン、地域住民、栗関係企業、ビジネスマン、ジェフ、パティシエ等が資料では想定されておりました。また全体の管理運営については、広場は公共で行うと、直売所、販売、飲食施設、集出荷施設は公共と民間で協同して行う。また加工施設などにおいては民間と計画をされております。また農村RMOの設立も計画されているようでありまして、現時点でどのような企業が参画して、先ほど二つ企業をあげていただきましたけれども、そのような関係機関が入りですね、管理運営、農村RMOとの関連もあると思うんですけれども、そのあたりですね、少し現時点で具体的にわかっておればですね、そのあたりも答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。運営方法並びに運営主体につきましては、今年度業務委託を締結して進めております、山江村石蔵活用拠点整備基本計画の中で検討を進めることとしております。また、議員が先ほど申されたとおり、農村RMO事業で設立しました議員の皆様にも参画していただいております山江村未来づくり協議会とともにですね、連携しながら、運営に関する事項も検討を考えたいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） これからということでございますので、そのあたりは未来づくり協議会等とですね、協議をされるということでございます。このいろいろな民間と公共とですね、それと色々な方々が運営されるということですね、非常に難しい運営になるんじゃないかなと思っております。村長いつも言われておるように、難しいものは簡単に考えるということでございますけれども、このあたりですね、住民のほうもどのような運営になるのかという非常に注目しておりますので、協議会のほうでよく協議していただきながら、情報を出していただければと思っております。

それから、働く場の創出としても重要な施設になるんじゃないかなろうかと思っております。高校

や大学を卒業してもですね、郡市内には就職のオファーがなくてですね、管外や県外へ就職しなければならないという状況でございます。そこでですね、本施設においてどのような雇用を見込んでおられるのかですね、どのくらいの雇用を見込んでおられるのか、新卒者などもですね、雇用することも想定されているのかという点についてお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。今回の基本構想でも民間活力を行かすことも考えていることから、今年度パートナー企業の公募を行い、先ほど村長のほうからもありましたとおり、民間事業者2社の参画の中、基本計画を進める計画となっております。

現在、店舗の規模や、また雇用の規模については把握はできておりませんが、多くの村民の方の雇用の場につながるよう協議を進めたいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） 本当新卒者とかですね、村民の方々の就業の場として、この施設が受け皿となることを期待しているところでございます。

それからですね、まだまだ今から基本計画を作られる時点でございますので、この新しい会社といいますか、この施設のですね、収支の規模とかですね、財政シミュレーションなども今後だと思っております。そのあたりがある程度描かれておればですね、お聞きしたかったんですけども、まだ今までの質問にですね、対しては、計画これからということでございますので、このあたりは割愛したいと思っております。

この事業に対しては、これまで7,700万円強が予算化しておられまして、大変大きなプロジェクトになろうかと思っております。相当の事業費を必要とするんじゃないかならうかと思っておりますけれども、現時点でですね、計画されている財源、これはどこから持ってこられるのかというのを答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。土地の造成に関しましては、起債や基金等を活用しながら今現在整備を進めているところでございます。その後に建設を行います本体工事につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金を財源として事業を進める計画を進めております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） 現在は起債で賄っておられると、本体工事についてはデジタル田園都市国家構想に基づく交付金ということだと思っておりますけれども、この事業、拠点整備という部分で申請されるでしょうか。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。議員申されましたとおり、拠点整備の事業で進める予定でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） このデジタル田園都市国家構想の交付金、予算を見てもみますと、令和5年度がですね、930億円、当初でですね、令和6年度が950億円と増額をされております。しかしながらですね、この地方創生拠点整備タイプ、これはですね、令和5年度の当初が70億円、令和6年度は50億円と少し少なくなってきております。これにつきましては、やっぱり全国で

取り合いになるかと思しますので、やはり早急にですね、計画を立てて来年度申請しなければですね、なかなか厳しいものになるんじゃないかなと思っておりまして、こういった有利な財源をぜひ確保していただきますようお願いしたいと思っております。

次にですね、DX推進についての質問でございます。国においては、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針というのをですね、令和2年12月25日の閣議で決定しております。目指すべきデジタル社会のビジョンとしてデジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化というのを示しております。また令和3年5月には、デジタル社会形成基本法、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を含めたデジタル改革関連法が成立、また公布されております。

デジタル社会基本法においては、地方公共団体は、同法第2章に定めるデジタル社会の形成についての基本理念に則り、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自律的な施策を策定し、実施する責務を有すると記載されております。

そこでですね、本村における業務やサービスのデジタル化と、その先にあるデジタルトランスフォーメーション、DXの推進についてですね、基本的な考え方、またDX化によってですね、村民の生活をどのように変えていくのか、また変わるのかについての答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） デジタル化とDX推進を山江村としてはどういうふうを考えていくのか、図っていくのかということでもありますけれども、ITとかICTとか、いわゆるデジタル関連は、私もともとからですね、学術的とか技術的なものではなく、いかにそれを活用して暮らしを便利にするために活用できるかということだと思います。要するに、今の山江村の課題を解決するために、デジタルをどのように解決していく、これ実践しているのはまさに教育現場におけるICT教育がまさにそうでありまして、子どもたちの学力を伸ばすために先生たちが創意工夫しながら、自分たちの立場で使いやすいような形でですね、そのICT活用しながら子どもたちが活用している。

そういうことを考えますと、そのDXというのはですね、先ほど国のデジタル庁の方針はもちろん重要ではありますが、私、山江村としては、村民の方々が、ICTとか、いわゆる携帯電話もICTでありますから、そういうデジタルを活用することによって、この村がですね、住みよい村になっていくというようなことが結論だとずっと思っています。もっといつもいつも職員に言っているのは、DXとは、村民のデジタル活用による村の改革と言っているわけでありまして、そのような立場からこのデジタルをつくって、というのも役場がいろんなデジタルの施設整備をしながらやったとしても、村民の方々には何ら恩恵がないというようなことでは意味がありませんよということを言っているわけでありまして、現在総務課のほうでお願いしているのは、手のひら役場としてですね、デジタル、携帯電話でですね、手のひらの中にある携帯電話で、いろんな申請ができたり手続きができたりとするような仕組みができないかということであれば、村民の方々も高齢者の方々ですね、携帯、3Gがなくなって4Gになるということは、携帯電話に変わってしまうということでもありますから、携帯電話の良さである、通話だけじゃなくて通信の部分を活用してこの住みよいむらづくりをするようにできないかということは今、検討してもらっているところです。もう既に防災上では、村民の方々が災害現場を移して、そのまま写真をアッ

ブすると、山江村内の人たちが誰でもいつでもその状況を見れるというようなシステムは導入していますけれども、なかなか村民の方々は直接恩恵ないというようなこともあり、活用をですね、どのように拡大していくかというようなことでもありますけれども、そういう方針の中で、最後に言いますけれども、学術的や技術的なものでなく、村民の方々がそういうデジタルを活用していくことで地域社会が変わっていく、ということを目標に推進していきたいと思っております。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） まさにですね、村長言われるように、村民の幸せにつながらなければ何ならないと思っております。そこでですね、具体的にデジタル化の推進計画について伺いたいと思っておりますけれども、今年3月に策定されました第6次山江村総合振興計画では、デジタル化の推進の項目で、課題にチャレンジするとして6項目示してございます。その中で、住民目線に立った行政サービスのデジタル化の推進、デジタル技術の活用による業務の効率化、また、業務効率化を図ったうえで人的資源の再配分を行い、要支援者へのきめ細かいサービスを提供するというふうにございます。

具体的にですね、どのような業務を今後デジタル化される予定であるのか、また、デジタル化によって省力化された部分の人的な資源をどのように活用されるのかですね、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。まず、役場庁内におけるDX、デジタルトランスフォーメーションの推進としまして、議員の申されます情報システムの標準化、共通化への取り組みを現在進めております。これは令和4年10月に閣議決定されました地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づくもので、本村においても児童手当や子ども・子育て支援、住民基本台帳、印鑑登録、固定資産税、個人住民税など18業務の標準化を現在進めております。国の補助金を活用しながらシステムの更新作業を行っており、来年の8月から運用を開始できるような整備を今現在進めております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） 業務については18項目ですね、国のほうが17項目をあげておったんですけれども、それより多くデジタル化を行うということでございますので、それからですね、また農林水産業の振興として、ICT、IOT、AI技術の活用による農作業の省力化を図り、生産性向上のために先進技術の導入に努めると計画されておりますけれども、どのようなシステムの導入を想定されているのか伺います。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは北田議員のご質問にお答えいたします。農林業におけるスマート農業、機械化についてはですね、スマート農業と叫ばれております。現在山江村ではドローンによる水田の防除を行っているとともに、国につきましても防除を行っているということでございます。特産品の栗につきましては、手動によりますけれども、機械化による栗の収穫機、またラジコンによる草刈機等々の導入も開発もされておまして、導入に向けてですね、いろんな企業のほうから情報提供はあっておりますけれども、なかなか最近開発されたということで一長一短、まだまだ技術の進歩が見込まれるんじゃないかということで、農家の方にはですね、紹介はしていませんけれども、実際に他の自治体では購入をされて活用されているという事例も

ございます。

また米についてはですね、大型機械導入に向けての支援等、これは県も行っておりますけれども、村といたしましてもそのようなことですね、意欲のある方がおられますれば支援のほうを行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） ただいまですね、説明いただきましたように、スマート農業、若い方はですね、こういった部分は優れておられますのでですね、ドローン等も使われて、水田や栗園の防除もされておまして、朝早くから取り組んでおられるのを見かけております。それは着実に進んでいることと思っております。また、栗園の下刈り作業も大変な重労働でありますけれども、これもラジコンですね、除草ができるようなものをあつて、私も使ったんですけども、斜面の急なところはですね、ひっくり返ったり落ちたりすれば、それを引き上げるのにもっと労力がかかるような状態であつて、まだまだじゃないかなと感じたところでもありますけれども、いろいろな民間企業との共同開発なんかもやられて、この当たりも進めていただければと思っております。

また、デジタル化やDXの推進につきましてはですね、内閣官房とか内閣府の地方創生推進事務局などがですね、令和6年4月にですね、デジタル田園都市国家構想交付金というのをですね、資料を出しておまして、それを見ますと、社会課題の解決であるとか、地方の魅力向上の取り組みを加速化、進化するという観点から、デジタル田園都市国家構想交付金、これも先ほど石蔵整備のほうで、拠点整備のほうで使われるということでございますけれども、こういったものが紹介されておまして、この交付金を活用した全国の活用事例が掲載されております。

先ほどからですね、村長のほうからも住民の生活がより便利になるような社会を構築するというような説明がございました。マイナンバーカードを活用した各種の申請書類の作成の支援や、行政手続、証明書発行におけるオンライン申請などですね、申請窓口をスマート化するための環境整備、このようなものをやることによって、高齢者や申請窓口にわざわざ出向くことが必要でなくなるということもあります。先ほど手のひらから携帯を使ってということでも言われました。こういったことをですね、全国の自治体がもう既にやっております。このような導入を具体的に検討されているのかなということをお聞きしたかったんですけども、先ほど村長のほうが、それは進めるという方向で答弁をいただいておりますので、そこでですね、このやはりデジタル化とかDXのですね、その効果、恩恵をですね、誰もが受けられることが重要じゃないかなと思っております。携帯も普及しておりますけれども、やはり先ほど村長申されましたように、いろいろな行政手続以上にですね、防災機能の強化、また双方向の通信による独り暮らしの世帯の安否確認とかですね、遠隔医療、そういうようなものを実現が可能じゃないかなと考えております。そのことによって住民の生活もずいぶん変わってくるだろうと思っております。

そこでですね、携帯も活用できますけれども、将来的には各家庭にタブレットを配ってですね、配布して、それを活用していただくということも視野に入れるべきではないかと考えております。この点について将来的にそういったことが考えられるか、ちょっと答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうからそれは将来のことですからお答えさせていただきたいと思っております。タブレットを活用しながらということは、非常に見やすく、タブレットは携帯よりも

大きくて見やすく、またいろんなこともわかりやすいというようなことを考えます。例えば遠隔医療でのテレビ電話もお医者さんの顔が携帯で小さく映るのか、またタブレットに大きく映して話しかけてもらえるのかでは大分受け取り方も違うと思います。

そのようなことを含めて考えますときに、村民の方々がですね、いかに今、携帯やタブレットを使える技能を習得しておられるかという大きな課題がございます。先ほど言いましたとおり、携帯電話もいろんなことが本当はできるんですけれども、通話ようでしか使っておられない高齢者の方もおられますし、そういう方々はどうやって通信を使いながら、いろんな自分の便益を利便性よく情報収集したり手続きをしたりすることができるかということですが、これにはもう少しですね、やっぱり時間がかかろうかと思えます。公民館事業において携帯電話の使い方について今、取り組みをしているところもありまして、非常に大事なことでありますし、そして、と同時に活用して自分にその利便性がないと、恩恵がないとなかなか村民の方々も触れようとしきれませんので、どうじにそのこともやっていかななくてはいけないだろうと思えます。

逆言うと、ほとんどの方が携帯を持っておられますので、携帯の使い方からまず最初に推進していくといいますか、携帯を使っているいろんな行政手続なり、いろんな利便な情報に触れていただくということと、防災情報もそうですけれども、と同時にタブレットについては、先ほども冒頭言いましたとおり、携帯より非常にわかりやすく、情報量が多いということもありますので、その付近を配るかどうかについてはですね、その付近の普及情報、ただ、今の若い方はほとんどいろんなことに使っておられますから、そういう方々があと10年、20年すると多くなると自ずとそういう社会になっていくんでありましようけれども、その効果といいますか、タブレットを使ってもらう効果というのをしっかり把握しながらですね、今後検討していくことになるかと思えます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） やはりDX化についてはですね、ただいまおっしゃられましたようなITリテラシーといいますか、やはりこういったものを使いこなす能力というのもですね、課題になるかと思えますので、そのあたりはやはり並行して進めなければならないことであろうかと思っております。

8月に開始されました買い物支援、宅配サービス事業もですね、電話じゃなくてタブレット上の商品を選んで数量を押せば注文ができると、そういったものを活用できますし、決済も電子決済を使えば、いちいち現金のやり取りもしなくてすむということも考えられます。

また、先ほども申しましたけれども、高齢者の方々はいろいろな手続き等にですね、役場まで足を運ばなくても、家からできるようなこともできるだろうと思えますし、携帯もできますけれども大きくてタブレットのほうが使い勝手も良いかと思えますので、これからはそういったものもぜひ導入いただければと思っております。

それから、最後でございますけれども、山田川における農業用水問題ということで、これは最後の質問でございます。今年の夏はですね、昨年を超えるような猛暑日が続いておりまして、例年と比較して平均気温が1.7℃も上昇しているということでございまして、8月にあっては降雨量もですね、台風10号が接近するまではですね、全くというほど雨が降らず、気象庁もですね、やはり今年は異常気象といってもよいというようなですね、見解を出しております。村内の水田においてはですね、どこも用水不足で、出穂期をむかえた米農家はですね、やはり品質の低

価を非常に心配しておられました。今現在も9月に入っておりますけれども高温状態が続いております。農家のほうは今年は米不足で米価がですね、値上がりしておりますので、価格に期待しているところでございます。

このような中においてですね、昨年12月の定例議会において一般質問しました一丸地区農業用水問題、今年もですね、田んぼに行ってお伺いしましたけれども末端の水田ではですね、やはり用水不足が解決していないような状態でごございました。今年は特に雨も降らなかったので心配しているとおっしゃられました。

昨年の答弁ではですね、農村RMOの中の土地利用適正化計画の中で条件整備もできるので、地域計画の策定と併せて現状の把握を行い、その後、改修整備ができるかどうかですね、調査のほうも図っていければと考えているという提言をいただいております。そこでですね、その後具体的にどのような対応をされたのか、答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではご質問にお答えいたします。一丸地区の農業用水問題ということで、議員が申されましたとおり、昨年の12月議会で北田議員、またほかの議員の方からですね、一般質問がありまして、いろんなやり取りをさせていただいたということでございます。

過去の経緯はそのとき答弁させていただきましたので、振り返りは行いませんけれども、これまでの対応はということでございます。まず、農地・水・環境保全型組織運営委員会、いわゆる多面的事業をされている運営委員会にですね、状況報告を行いました。当然委員の方々、状況はですね、以前からということで十分理解をされておられまして、担当の委員の方と担当の堰の係の代表の方と事務局のほうで協議を行い、議員は現地も十分わかられていると思いますけれども、三方向へ分岐する柵をですね、ちょっと構造物を建てて水の流れ、流量を調整してはどうだろうかということで、まずそれを試してみようということで相談を行うということを言われました。しかしながら、受益者間でですね、合意形成が得られずに、構造物の設置ができなかったということで、現在に至っているということでございます。

私たち産業振興課といたしましても、まずはそれをやっていただいでですね、水が足りないところに行くようであれば、そこをですね、村として改修もできたのかなと思いますけれども、そこもちょっと受益者間の合意形成ができなかったということでございますので、再度私たちも委員の方々と一緒にですね、受益者の方々に相談をして、まず応急的にそれができないかということをやっていきたいと思っております。

また、ケーブルテレビでは、この田植えの時期からですね、農業用水の活用につきましては放送を行っております。水は自分だけのものではなくてですね、利用される方々の全てのものでございますので、各自でその調整をですね、開けたままにしておかずに、下流域の方にも水が行くようにということで放送はしておりますし、広報紙にも載せております。それでもなかなかやはり自分の農地が一番大事というような考えもそれぞれあられると思いますし、本年は議員が申されましたとおり、水が大変足らなかったということで、下流域まで渡らなかったのかなと思っております。私も農地を職員と見渡してみますと、各自でポンプアップされながら用水をあてておられる姿を見るとですね、なんかそこまでして水が本当に必要なんだと痛感しておりますので、できるだけ水が行き渡るような対策をしていきたくと思っております。

また、今年度策定を行います地域計画、今週まで話し合いを行わせていただいております。議員にも参加をいただいておりますけれども、万江地区、山田地区それぞれ参加された方からですね、農業の用水が足りないだとか、施設が老朽化してどうにもならないんだと、河道域が変わってしまって、以前の堰には水が乗らないんだというような意見もいただいておりますので、計画を策定する上でもそのような事業がですね、補助金等が活用できないかというのも十分検討させていただきながら、早急に対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） さっそく地元のほうに行ってくださいまして、いろいろ話し合いも持っていただいたということで、地元の方々もある程度合意形成というのがですね、必要だということでございますので、この当たりわかっただきながら、改修に向けてですね、水不足の解消に向けて住民の方々と一緒になってですね、進めていただければと思っております。今年のような猛暑や少雨というのは、来年以降も続くと思われております。農家の方々はですね、一日も早い水不足の解消を願っております。

先ほど課長答弁されたように、先日開催されました地域計画策定のための話し合いの中でもですね、農業施設の整備に関する要望も多くでございました。それぞれ地域によっては抱える課題がたくさんあるかと思っておりますけれども、この地域計画の策定に当たってですね、地元の意見を反映した計画を策定いただきながら、計画の目的であります農地を守り、子や孫の世代に引き継いでいけるような施策と事業の実施をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（森田俊介議員） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。再開時刻を午後1時15分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時12分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、1番、白川俊博議員より、1. 鳥獣類の被害対策について、2. 空き家等の現状と対策についての通告が出ております。

白川俊博議員の質問を許します。1番、白川俊博議員。

#### 白川俊博議員の一般質問

○1番（白川俊博議員） 議長より発言の許可をいただきましたので、1番、議員白川が質問いたします。内容は、鳥獣類の被害対策について、そして、空き家等の現状と対策についての2点でございますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従いまして、まず1点目、鳥獣類の被害対策について質問いたします。野生鳥獣類による被害は全国的に増え、山間地はもとより、近年では中山間地域から集落地域まで

拡大し、農林業の被害は依然として大きく、森林所有者や農業従事者の生産意欲を減退させており、その被害は農林作物に限らず、民家や納屋などの餌になるものの保管先まで影響がっているとニュースなどで伝えられております。そういった現状は民家などへの影響までとは聞かなくても、本村でも同じような被害が森林や中山間地、そして集落内の農作物へも影響しているようでございます。

その鳥獣類による農林産物の被害は、毎年のように多発している状況の中、捕獲隊による駆除も実施されているようで、近年の鳥獣の捕獲数も増加しているようでございます。鳥獣類の繁殖力が強く、また、それに伴い増えだし、餌場となる生息域が民家近くまで見られるようになり、その被害の範囲は毎年のように拡大し、年々深刻な状況になっているところでございます。

そのような状況の中、本村においては鳥獣被害防止対策事業として、有害鳥獣捕獲補助対策から特定鳥獣となるシカやイノシシなどの鳥獣捕獲に対して、国、県からの補助に加え、本村からの補助金を加えた捕獲事業を進められておりますが、そこでお尋ねをいたします。近年の鳥獣類別による捕獲された数の実績の推移をお願いいたします。今年度につきましては現在までの状況、特徴、捕獲種類の傾向など、状況を把握している範囲で結構ですので、わかる範囲でお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは白川議員のご質問にお答えいたします。近年の有害鳥獣別による駆除の頭数の推移ということで、令和3年度から令和5年度は実績を申し上げます。令和6年度は7月末までの実績ということで申し上げます。有害鳥獣の種別ごとに言いますのでよろしくをお願いいたします。

シカ、令和3年度824頭、令和4年度968頭、令和5年度1,043頭、令和6年度7月現在251頭の計3,086頭となっております。

次にイノシシです。令和3年度340頭、令和4年度544頭、令和5年度270頭、令和6年度7月現在76頭、計の1,230頭。

サルです。令和3年度12頭、令和4年度31頭、令和5年度17頭、令和6年度7月末まで3頭ということで63頭となっております。

次にアナグマです。令和3年度86頭、令和4年度91頭、令和5年度87頭、令和6年度7月末まで27頭、291頭となっております。

次にカラスです。令和3年度5羽、令和4年度7羽、令和5年度5羽、令和6年度は7月末まで0羽ということで17羽となっております。令和3年度から令和6年度7月末まで全部合計いたしますと4,687頭、匹のですね、有害鳥獣の駆除を行っているというような現状となっております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） ありがとうございます。令和3年度からということでございます。鳥獣においては毎年のように捕獲が増え続けているようございまして、若干減っているところもありますけれども、おおむね年々増え続けているような状況かと思えます。

先ほどの答弁もいただいた中で、極端に捕獲頭数が多いのが見受けられます。シカ、次いで多いのがイノシシであったようございましてけれども、この2種類は皆さんもご承知のとおりで、夕暮れ、そして夜間、または朝方なども見かけた方も村民の方々には少なからずおられると思

ます。特に近年ではシカの出没が多いのではないのでしょうかと思っているところでございます。鳥獣類の捕獲につきましては、駆除した有害鳥獣の捕獲地域がわかるように掲示されておりますけれども、捕獲数が多いシカ、イノシシについて、昨年度の実績ということで、狩猟をした地域、行政区がわかりましたらお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではご質問にお答えいたします。昨年度捕獲されましたシカ、イノシシの場所、行政区順に上位の3行政区を申し上げたいと思います。

シカにつきましては第16区が286頭、第15区が243頭、第12区が190頭となっております、小字別も集計しております。小字別でいきますと尾崎が172頭、水無が130頭、西大川内が96となっております。

次にイノシシです。イノシシにつきましては、12区と16区が39頭、15区が38頭、10区が37頭となっております、小字別では新層が30頭、尾崎が28頭、丸岡・別府・水無地区それぞれ14頭となっております、やはり山間部のほうでの捕獲が多くなっているというような状況でございます。この頭数につきましては、山江村の捕獲隊、駆除隊の方が捕獲され、村に報告された場所を集計しているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 今、報告の中で、確かに鳥獣類は野生でもございますので、生息する区域が森林や山間地域が多い、それは自ずとわかっているかと思っているところでございますけれども、本村の民家が点在する集落付近では、やっぱり少なく、山や原野地域、畑地が点在する山間地が多くなるのは当然と思っているところでございます。

先ほども述べましたけれども、近年では山間地や中山間地域でも野生による農林作物の被害は、集落近くの農地まで被害を受けている状況でございます。被害対策として、電気柵やフェンス、防除ネットなどを設置し対策をとっておられる農林家の方々もおられます。最近では元JAの選果場の裏の水田であったり、田の平地の圃場水田でも鳥獣害の被害が見受けられるようになっていっているようでございます。

その対策として電柵による防除、また色付きのビニールテープなどで水田を囲むように対策をとっておられますが、完全な防除対策ではなく、田植え時期にはシカの被害があっているようで、また、秋の収穫時期にはイノシシによる被害もあり、対策に苦慮している状況と聞いております。

農林産物の被害を受け、それぞれ防御対策をとられ、被害の軽減をしておられますが、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、シカやイノシシといった鳥獣類が多くなり、繁殖区域が広がり、防除対策に追いつかないのも原因の一つではないかと思っております。その一つとして考えられるのが、鳥獣の保護区といった狩猟の捕獲規制区域も要因ではないかと思っているところでございます。本村では、学校や施設などがある区域も特定猟具使用禁止区域として、猟銃の使用規制がされていると聞きます。お伺いしますが、本村でも保護区など規制されている区域、主にどのような箇所なのか、またわかっている範囲であれば村内に何箇所ほどあるのかお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。鳥獣などの捕獲を規制する鳥獣保護区につきましては、現在本村での指定はございません。ただし、議員が申されました、狩猟を行う

際に猟具の使用を禁止する区域は指定があります。章鹿倉特定猟具、これは銃器ですね、銃器の使用が禁止されている使用禁止区域指定計画書によりますと、章鹿倉台地を中心とし、南は字の本城、西は字の前田、北は字の山口田、東は字の永シ切、総面積約145ヘクタールとなっております、この区域での銃器の使用はできないとなっております。

使用禁止区域の指定目的といたしまして、当該地域は小学校、保育園、老人養護施設等の公共施設が多く点在し、村営住宅もあることから、銃器による狩猟事故を未然に防止する必要があるため指定されるということになっておりまして、この指定は熊本県が行っているものであり、期間は令和18年10月31日までとなっているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 村内には保護区がなく、区域が1カ所ということでございますけれども、鳥獣の生息を守るという規制区域など、猟銃など人的な危険を及ぼす区域ということで、規制区域を指定するのも当然なことかもしれません。が、農林産物へ被害を与える有害鳥獣については、近年増え続けておりますので、駆除はしなければならぬと思っております。

特定猟具使用禁止区は、先ほど課長も申しましたけれども、猟銃の使用を禁止する区域で、恐らくその場所はですね、箱罾やくくり罾といった罾を使った罾猟の可能な区域と聞きます。しかし、その罾を仕掛けてもなかなか鳥獣の捕獲にはいたらず、また捕獲したときの止め刺しですね、鈍器や刃物行うのも苦慮すると聞きます。その規制区域内での鳥獣類の捕獲については、罾猟の捕獲しかないと思っておりますけれども、もちろん規制区域内での猟銃の使用は禁止されておりますが、人が立ち入らない山林、ほとんど住民と出会う危険性がないと思われる区域の一部を解除するのはどうでしょうか先ほど課長からありました北とか、山田川に近いほうの北側のほうの一部の山林などですね、部分的な解除というのは、縮小することが可能なのかお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。指定区域の縮小といいますか、解除できるかということでございますけれども、この指定は熊本県が行っているものでありまして、村から申し入れを行いましても指定の解除をするかどうかというのは熊本県の判断になるかと思っております。

また先ほど来、議員が申されておりますけれども、この規制区域内では、やはり止め刺しをする際にですね、非常に労力を要するというので、人が立ち入らない、罾もかけにくというようなことにはなっておりますが、昨年度と今年度、役場職員でですね、7名の職員が狩猟免許を取得しております。以前にも取得している職員もおられますけれども、昨年度、今年度取得した職員は、それぞれ個人でも罾を設置しておりますけれども、駆除隊として村民の方から要請があればですね、樹園地等々を中心に罾を設置いたしまして、実際に捕獲の実績もございまして、駆除たいとしての活動ですのでもちろん業務内に行っているところでございますけれども、当然議員からのご質問もありましたとおり、今後はですね、規制区域内でも積極的に罾の設置を行いながら、有害鳥獣の駆除に努めていきたいと考えております。

近年では水田を中心にですね、堰ごとに話し合いをされ、当然一部個人負担はあろうかと思っておりますけれども、国の補助金を活用しながらワイヤーメッシュ柵を大規模に設置されているという事案もございまして。今年度も2カ所ほど設置をされるということでございますので、有害鳥獣お困りの方はですね、なかなか駆除隊で駆除しても、人間の場合は少子高齢化で困っているんです

が、有害鳥獣はどんどん増えつづけるということで、対策が追いつかないというのは、これは山江村のみならず全国的な問題となっておりますので、そういった防護柵等のですね、設置も検討していただければと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） なかなか鳥獣類の被害対策は難しい問題のようでございます。確かに捕獲するよりも、先ほど課長の答弁にもありましたけれども、被害に遭わないように自ら、そして地域で防御するのが被害軽減のもっともな対策になるかとも思っているところでございます。

最近では山田小学校の給食室の駐車場側、裏のほうですけども、イノシシが地面を荒らしたという痕跡も見受けられております。付近では頻繁にシカを目撃もあっているようで、今後ですね、人や車などへの被害も起こすことも考えられると思っております。いずれも鳥獣被害への防止としての狩猟は、狩猟免許、保有者の方々の活動がなければならぬと思っているところでございます。鳥獣捕獲隊の方々などおられる猟友会の皆様の助言やご意見を参考にした駆除対策をとっていただければと思っているところでございます。

また、捕獲された有害鳥獣捕獲については、鳥獣ごとに捕獲補助を行っていただいておりますけれども、駆除隊員の方々も高齢となり、隊員は減少傾向にあるようでございます。助成の拡大、それから捕獲器の補助など、捕獲に対しての補助の検討もしていただければ、少なからずですね、捕獲頭数も増え、鳥獣による被害も軽減されるのではないかと思いますので、こちらのほうもぜひ検討のほどよろしくお願いいたします。

それでは、次に質問いたしております空き家等の現状と対策についてをお伺いいたします。空き家については、本村にかぎらず全国で深刻化する問題となり、放置すれば敷地内の繁った草木など、周辺の住環境の悪化の原因となります。高齢化社会の人口減少により世帯数も減少し、当然のように空き家の数も年々と増え続けているようでございます。本村でも山間地はもとより、住宅がある平地でも人口世帯減少により空き家が点在するよう見受けられます。この件に関しましては、以前も一般質問で取り上げられておりますが、こういった空き家の現状について、その一般質問後にさらに調査されて確認把握などをされたのかお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 空き家の近年の状況ということでございます。前回の一般質問からですね、調査をしてはおりませんが最新、一番新しいのがですね、令和3年に調査をした数字ということでございます。全体で182件ということでありまして、そのうち居住として活用できる空き家が124件、居住ができない不可能であるという戸数が58件、そして全体で182件と申しましたけれども、そのうちに今でも倒壊しそうな壊れそうな危険である空き家が55件ということです。そのうち倒壊により近隣等に影響があるだろうという空き家が22件でありました。最新の情報はですね、令和3年に調査した情報から今のところございません。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） ただいまの答弁で令和3年度以降は調査していないということでございますが、その放置してある空き家については、当然所有者個人の財産でもありますので、行政として何ら対応はできないのですが、国の空き家対策特別措置法に基づき、本村も空き家等の適正管理に関する条例から改善措置をするように助言や指導をされたかと思えます。

いくつかの空き家で、何ら建物周辺や敷地の状況が変わっておらないところが現在も見受けら

れます。それらについてどのような対策をとっておられるか。近年の対応件数ですね、変わっていない状況から見て、同意対応をしておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それではお答えいたします。白川議員がおっしゃられるとおり、国の法律に基づいて、本村では平成30年に条例を制定しております。この制度を活用した本村の実例ということをおっしゃると、現在までに延べ13件につきまして、適正に管理いただくように依頼をした経緯がございます。その所有者の中からの返答としましては、近々対応するといった方や、解体したいがその費用などを考えるとすぐには対応できないといった方がいらっしゃいました。解体まではといたしません、空き家ですね、周辺の除草作業をされておられる方もいらっしゃいます。この空き家を適正に管理するために、空き家・空き地バンクに登録をしていただくことを条件に、今年度解体経費の補助制度を制定いたしております。空き家については放置されている空き家ではありますが、個人の財産でもありまして、権利でもありますので、なかなか課題も多くあるのが現状であります。以上が本村での空き家に対する対応例でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 回答いただきました。先ほども申しましたけれども、課長のほうからもありましたけれども、個人の財産でもありまして、なかなか対応には経費も伴うということで、進まないのが現状と思っておりますが、敷地など環境の整備については、近隣に影響を与えておりますので、さらにですね、行政からの対応を促してほしいものでございます。

そのような中、本村空き家の有効活用として、経費の一部に対する貸付補助、そして今年度から、先ほど課長からありましたけれども、空き家と空き地バンクの登録を条件とした空き家の解体する経費を助成するなど、空き家土地活用促進制度により事業を進めておられますけれども、その空き家改修についての実績が近年ですね、あっているのか、併せて土地購入についても実績、また今年度から事業を進める空き家解体、空き家解体については今年度からですので、現在までの相談等があっているのか、それぞれお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） おれではお答えいたします。山江村空き家改修補助金及び山江村土地購入補助金につきましては、空き家・空き地バンクに登録されている家屋や土地の購入者に対しての補助制度となります。補助額は対象経費の2分の1で、上限が100万円となっております。補助の現状でございますが、空き家改修補助の利用は今現在ございませんけれども、土地購入補助につきましては、令和元年度に3件の補助を行っております。

また先ほど総務課長のほうからも紹介がありましたが、今年度制定しました空き家解体補助金につきましては、家屋の解体後の土地を空き地バンクに登録することを条件とし、補助額が対象経費の8割で、上限額は100万円としております。補助の実績はございませんが、現在4件の相談があっているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 答弁の中で空き家等の改修については関心がないというか、改修までは望まないというのが現状のようで、土地購入についてはですね、3件ほどあっているということでございます。空き家解体については、今年度からということで、今から増えていけばいいかと思っておりますけれども、相談の折にもですね、いろいろなことを所有者の方に情報提供していただければ

ば、それぞれの事業が所有者の方にも伝わるのではないかと考えているところでございます。

本村の空き家の有効活用や空き家を解体する事業を進めておりますけれども、思うように進まないのが現状で、ご承知のとおり空き家は増加の傾向にあり、そして何も手付かずの状態が多く見られております。その現状そういった近隣への悪影響を及ぼさないような空き家の敷地内の樹木や雑草処理への経費ですね、助成等の考えはないのか、お尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 今、補助の件で、管理に対する助成とおっしゃったんですかね。白川議員の質問。

○1番（白川俊博議員） 維持管理、樹木や雑草が伸びているので、そういう維持管理についての。

○村長（内山慶治君） その結論を言いますと、雑草を切ってもらうとか樹木を切ってもらおうというような補助は考えていません。従来、先ほどから課長が答弁したとおり、空き家のマッチングは非常に難しいというのがあります。どちらかというとき空き家を解体して土地を提供して、そこに新しく家を建てるといようなものはですね、3件ありますので需要は。ですから、なかなか空き家をマッチングで買って、その補助も実は改造するのにやっているんですけども、そこに対してはなかなか難しいと。

ということで、もう空き家を解体してください、所有者に、所有者に解体してください、そのかわり100万まで8割補助しますよというようにすることで、ただし、空き地としてですね、空き地バンクに登録していただくと、役場のほうで山江村に期待という人を紹介して、その土地が売れたらその所有者本人にお金が行くわけですから、そういうことです。

ただしですね、やっぱり課題は、その空き家を解体する人が山江村には住んでいらっしやらないというような件であります。当然でありますけれども、ですから、ある意味この空き家については、解体してもらったがいいんじゃないかなろうかというようなところに、その所有者を見つけて、実は解体しませんかというような問い掛けを今、させてもらっているというようなことであります。こういう制度がありますから解体されませんか。今、今年つくった制度でありますから、当分この方式でですね、気になる空き家については、隣近所から恐いとおっしゃるような空き家もありますので、そういう空き家については、所有者のほうに、こういう制度を利用して解体されませんかというような投げ掛けを今させてもらっておりますし、補助をして空き地としてその土地が売買できたら、その土地のお金は当然本人に行くわけですから、そういう紹介を当分させていただきたいと。ですので、そちらのほうを優先的にやらせてもらっておりますから、空き家周辺の除草、樹木の伐採等はですね、その次の過程で検討させていただければと思います。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 今、村長のほうから、まず解体後の利用ということで、そちらを所有者の方へ投げかける、問いかけるということでございました。確かに個人の所有の個人の財産でもありまして、なかなか除草とかですね、管理については、公費を支出してまでとは無理の面もあるかと思えます。住んでおられる近隣の住民の方々は、困惑されている方々も現在はおられます。

実際に私の地域内でも空き家がありまして、近隣の方々がいろんな面で心配をされておられます。自然災害での倒木、先ほども申しましたように、敷地内での樹木や雑草が生い茂り、悪臭、害虫の発生、獣の棲み家となったりで、近隣の住環境に悪影響を与えて、隣人へのケガや事故にまでもつながる恐れもあるかと考えているところでございます。

空き家の管理については、助言や指導を行う際に、先ほども課長のほうから、それから村長のほうからもありましたけれども、経費の一部でも助成できるのであれば、そういうことをですね、所有者の方にまたさらにですね、言っていただければ、確かにそういう件数も増えるかと思っ  
ているところでございます。

そういった環境も整備すれば、空き家の改修、解体、そしてゆくゆくは移住定住などへの結びつき、地域の活性化につながるのではないかと思うところでございます。いずれにしましても安心安全な住みよいむらづくりにつながるよう、空き家等の土地活用の事業を進めていただくことをさらにお願いをしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員） お諮りします。お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。午後1時55分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後1時45分

再開 午後1時55分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、8番、西孝恒議員より、1. Jアラート発令時国民保護法に基づく村の取り組みについて、2. 役場庁舎の窓口サービスとして案内（総合）や受付の状況についての通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。8番、西孝恒議員。

#### 西 孝恒議員の一般質問

○8番（西 孝恒議員） 8番議員、西です。議長より質問の許可がありましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

本日の質問事項は、ただいま議長よりありましたように、1. Jアラート発令時国民保護法に基づく村の取り組みについて、2. 役場庁舎の窓口サービスとして、総合的な案内や受付の状況についての2点であります。

まずJアラートにつきましては、全国瞬時警報システムで、そのアラートの正常動作を確認するための全国一斉情報伝達試験も実施されていますが、実際の発令としては、弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合とか、緊急地震速報や大津波警報など、携帯電話等を含めて住民へ瞬時に伝達されるわけですが、その国民保護法に基づく国民保護計画の熊本県版をざっと見ましたが、約150ページほどありました。

県の国民保護計画に基づき、各市町村でも作成することになっているようですが、多分本村でも分厚いもので、すべてを読んで理解するのは困難な面もあると思いますので、例えば次のような場合など伺いますが、まず全体的なことで、Jアラートが発令された場合、村民の安全を守るため、村ではどのような取り組みをされているか伺います。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） Jアラート発令時の村の対応というご質問でございます。議員申されたとおり、山江村でも山江村国民保護計画というのを作っております。これは抜粋でありまして、もっと150ページぐらいにわたります。この対応ですけれども、有事の際はこの計画の中に、住民の生命・身体及び財産を保護する責務があるということでございます。行政がですね。村民のための措置を的確、また迅速に実施するために、国の計画に沿って国民保護計画を策定しております。

非常事態発令時にJアラートが、非常事態発生時にですね、Jアラートが発令されたときは、この計画に基づいて危機感を持って対応しております。例えば、先月の8月8日に日向灘地震の際、Jアラートが発令をされました。この発令されたあとの対応としましては、まずは人的被害を出さないように、余震等に対する住民の方への注意喚起を行いまして、被害の情報の収集をとりました。なお、このJアラートが有事の際に確実に機能しなければなりませんので、情報の伝達試験を年に4回行っております。

以上がJアラートが発令された場合の村の体制ということでございます。

○議長（森田俊介議員） 西孝恒議員。

○8番（西 孝恒議員） 近いところではですね、先日8日ですか、行われました総合防災訓練も地域の特性を踏まえた対応力を高めるということで、その一環になったんではと思います。

次に、村内小中学校での場面ですけれども、子どもたちが学校にいるときのJアラート発令時の安全について、それと登下校中にJアラート発令が防災無線等により緊急放送された場合、どのような行動をとるべきか指導されていることがありましたら、その2点についてお願いします。

○議長（森田俊介議員） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えしたいと思います。Jアラート発令に関する子どもたちへの指導についてでございますけれども、これにつきましては、文部科学省、それから県教育委員会の通達がございますので、それを受けまして、すぐに学校に指導の徹底をお願いしているところでございます。

そこで学校におきましてはですね、危機管理マニュアルを作成いたしまして、地震の場合、あるいは火災の場合、あるいはそういうJアラート等のいろんな災害におけるマニュアルを作成しております。そしてそれをもとに子どもたちには指導をしているという状況でございます。

それから避難行動といたしましては、屋内にいる場合にはですね、できるだけ窓から離れて机の下、あるいは床に臥せてですね、頭部を守るような指導を行っております。最近はですね、ちょっと揺れたりなんかするとすぐ、先生が言わなくても机の下にもぐるといふかですね、そういう行動が見られますので、徹底しているなということを感じているところでございます。

また登下校中ですけれども、これにつきましてはですね、近くの家へ避難してもらおうとか、あるいは110番の家へ避難させてもらおうとか、そういう指導を行っております。ただですね、低学年への指導がちょっと難しくですね、例えば集団下校中とかそういうときでありますと、上学年がおりますので上学年の指導で避難をさせてくれますけれども、特に低学年は下校時がですね、早く帰りますので、1人で返る場合が多ございます。その点の指導についてはですね、今後強化していかなければいけないんじゃないかと考えているところでございます。

また、こういうJアラートが多発している現在でございますので、学校だけで子どもたちの登下校の安全を確保するのは厳しい状況もございますので、今こそですね、地域の力が不可欠であ

ると私は思っております。ぜひ村民あげてですね、子どもたちの大切な命を守る気持ちを持っていただきながら、ご支援、ご協力をお願いいただければと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 西孝恒議員。

○8番（西 孝恒議員） 子どもさんたちもですね、命を守る行動ができる体験になると思います。

次に、各小学校においても様々な訓練が実施されることもあると思いますが、例えば登下校中を含む防犯訓練や避難訓練などですね、そのような訓練にJアラートの想定については含まれるのか。また別にJアラート発令時用の訓練もあるのかですね、その点について伺います。

○議長（森田俊介議員） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） 避難訓練についてということでございますけれども、避難訓練につきましては、各学校とも学期に1回、年3回ほど行っておりますけれども、訓練の内容といたしましては、災害をいくつか想定して、火災とか地震、それからJアラートも含みますけれども、そういうのを想定した訓練を行っているというところでございます。それから帰る場合の指導とか、これにつきましては、先生が付き添って帰る場合にですね、一斉に指導しているというようなこともございます。

また災害に伴う保護者への引き渡し訓練ですね、こういうのも同時に行っておりますので、そういう場合には保護者が来ていただいて引き渡すというようなこともやっております。

今後もですね、災害から子どもたちを守るために、いろんな最近災害が多ございますので、その災害における訓練、それから避難行動ですね、こういうのの指導徹底をしっかりとやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 西孝恒議員。

○8番（西 孝恒議員） 今後はですね、通常訓練にJアラートの発令も含まれるということになってくるようですね。熊本県の国民保護計画も沿革は平成18年ごろ作成され、その後一部改正されながらも20年近くなるようですね。その中で避難施設の指定についても、少し前のデータでは、1,500施設以上が指定されているようですから、本村においてもそのような避難施設を含めた訓練とか、また突然発生する事態に際して、的確かつ迅速に国民保護のための措置を実施するためには、平素から十分な訓練をしておくことが重要であるということで、訓練実施については国民保護法42条ですか、規定されているようですね。

学校においても子どもたちはその訓練により、意識と行動が違ってくると思います。Jアラート発令時、国民保護法に基づく村の取り組みについては、以上で終わります。

次に、2番目の役場庁舎の窓口サービスとして、案内、総合的なことや受け付けの状況についてであります。これは先ほど横谷議員の質問と少し関連するところがありますが、通告どおりにさせていただきたいと思っております。

本庁舎の受け付けのあり方としましては、私も何十年と用事るときはお世話になってきてまして、これまで変わりなく問題なく余り考えずにいたわけですが、そういう中で、実は私たち議会では、去る7月に、令和7年度主軸事業要望の件で国会要望に行きましたが、そのあとですね、山形県の西川町役場へ行き、行政視察研修でした。これは今定例会初日に副議長からも報告がありましたところです。西川町での研修のメインは質問の内容とは別のことでしたが、私はその庁舎内へ案内により入りまして、まずその雰囲気、町民全体にとりつきやすく、意外なほど町民

にサービスの的と感じましたのがそのときの印象でした。

そこで改めて本庁舎へ来庁の方、主に村民の方々ですけれども、に対する受け付けや案内状況についてですが、総合的なサービスの的を含む対応状況の現在のあり方について伺います。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 窓口のサービスの対応という状況であります。この件につきましては、横谷議員の答弁とも重複するところもありますけれども、ご了承願いたいと思います。

来客される方につきましてはですね、職員の対応については、窓口職員を中心に積極的に声を掛けて案内するように心掛けております。場合によっては、用事がある窓口まで直接案内をしたり、横谷議員の答弁とも繰り返しになりますが、2階に用事がある方につきましては、場合によっては身体が不自由な方には、2階の職員に連絡をして、1階まで下りて対応していただくというような心掛けをしております。従いまして、役場庁舎に対する総合的な窓口という総合窓口は設けてはおりません。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 西孝恒議員。

○8番（西 孝恒議員） 確かにですね、そのような感じがします。次に、役場庁舎へ用事で入るときはですね、通常東側入口から入ることが皆さん多いと思います。それで入りましたその付近は、健康福祉課窓口になりますが、その健康福祉課の業務は、健康福祉に関することはもちろん、住民戸籍関係、そして地域包括支援とか、住民特定健診のお世話など多岐にわたり、村民に寄り添う対応をいただいております。

もちろん他の課でもですね、親しく対応していただいているんですが、そのような村民への機会が多いということですね。それで案内的なことも入口ということもあり、健康福祉課の方が対応されることが多いと思いますが、そのようなサービスは特に何課が行うということが決まっているのかどうか、ということをお願いします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） 役場へ来庁される方への受け付けや案内につきましては、特に健康福祉課の職員が対応するということは決めてはおりません。来庁される方は、健康福祉課への用事の方が多くありますので、そのような対応が多くなることは事実であります。戸惑っておられる方には、窓口職員を中心に来庁される方に対し、一番近い職員が積極的にですね、声をかけて案内するように心掛けておりますので、先ほども申しましたけれども、特にどの部署が案内をするサービスを行うとか、ということとは決めてはいたしません。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） ご指名をいただきましたので答弁をさせていただきたいと思います。西議員おっしゃるとおりですね、よく窓口のほうにお客様は来られます。健康福祉課、今は会計室の一番近く東側の入口のところに配置してございますけれども、やはり住民の皆様寄り添いサービスを提供するということで、利用していただくお客様の数が一番多いのかなと思っております。

そういった意味で入口の近くにですね、私どもが配置させていただいておりますが、一応職員の方にはですね、来られたらまずお客様のほうを向いてご挨拶をするようにという指導をしております。そういった指導をしながら、お客様の手続きがスムーズに行われるようにですね、案内をするよう心掛けております。たまにですね、2階のほうに行かれるお客様等いらっしゃる

ますので、そういった場合は階段の位置がわからない方もいらっしゃいますので、階段のところまでご案内して、この上になりますというご案内もするように心掛けております。

また何かお気づきの点がございましたらですね、ぜひお声掛けいただいてアドバイスいただければと思います。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 西孝恒議員。

○8番（西 孝恒議員） 確かにですね、そのような感じもいたします。多分そのようなサービスは決まっていないうらうとは思ったのですが、案内専門の人がいるわけではありませんから、どの課でも声をかけられたら即対応されるということだと思います。

私個人的にはですね、これまでどの課でもよく対応してもらっていますので、特に不便はなく感じなかったのですが、役場へ様々な用事で来られる方の中には、来庁することに慣れていない方や、逆に初心者の方、不慣れな方、また村外からも来られると思います。平日は庁舎はいつの間も忙しい中に、その案内や受け付け、様々な説明などで、手を休めてもらうというのは少し恐縮なわけですが、快く対応いただくとありがたい気持ちになりますね。このような受け付け案内等のサービスはどの課でも行われるようですが、出入り口の関係もありますし、その付近に現在のままの対応でもですね、その付近に総合案内的な表示を置くことやかけることで、初心者の方にもですね、優しい雰囲気がかっこよいのではないかと思います、その点について伺います。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それではお答えいたします。総合窓口という言葉をおっしゃいましたけれども、以前ですね、総合窓口を設けた経緯はございます。ただ、来庁される方が総合窓口まで来られずに直接窓口に行かれたりとか、あんまり機能しなかったということで今はしておりませんが、来庁される方につきましては、先ほど申しましたが、窓口職員が一番早く気づきますので、常に目を配りながら対応を心掛けておりまして、これからもさらに住民サービスの向上と、来庁される方に好意を持っていただけるように再認識し、積極的な対応に心掛けたいと思います。

それから、表示ということもおっしゃいましたけれども、各課にですね、蛍光灯がありますけど、そこに何々課、何々課という表示はしておりますので、それをそこまで窓口の職員がですね、何々課に行ってくださいとか、そういう場合には目立つようにはしておきたいと思います。

従いまして、現在のところ、総合窓口の表示ということは考えておりませんが、来庁される方が不便ということがありましたら、検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 職員のお客様また村民の方々に対する対応ですけれども、挨拶の件は横谷議員のほうからやり取りさせてもらいました。課長、そのとき話しましたとおりですね、私たち公務員というのは、企業は商品売って報酬をいただくんですが、我々福祉サービスというのを、村民の方々等にサービスをやりながらですね、その対価を得ていると、給料を貰っているということであるから、しっかり挨拶はする、相手が挨拶をしたというような対応をしなくちゃだめだというようなことを常々申しております。

ただ、その中で総合窓口の件は、実は私も役場に入った折、昭和50年代ですね、総合窓口設けられた経緯もあります。ただ、山江村は60人程度の職員でありまして、例えば、どこどこ市

役所のような4階も5階もあって、非常に迷うんだというようなことではなく、総合窓口があるから、来られた方にあっちに総合窓口に行ってくださいと言うほうが、逆に不親切なような気がいたしまして、その総合窓口もなくなったというような経緯もあります。

従いまして、東側から入られた方々、また、役場のほうから入られた方々、本玄関から入られた方々、かまわず、問わずですね、窓口が並んでおりますので、健康福祉課、それから税務課ですね、産業振興課、総務課、それぞれ窓口ではしっかり職員が対応しておりますし、しっかり案内するようにしておりますので、総合窓口をあえて置くと、あえて置くということは今のところ課題として考えておりませんので、総務課長が申し上げたとおりでございます。

○議長（森田俊介議員） 西孝恒議員。

○8番（西 孝恒議員） 私もこれまでですね、総合窓口ということを行っているわけじゃなくてですね、対応の仕方は今までどおりでも、その付近に案内というのがありますと、来られた方が、このへんでというちょっと安心されると思うんですね。各課のことは私たち順番わかっていますが、やっぱり最初のころの方は、健康福祉課、税務課、産業振興課、総務課となっておりますが、そういうのはまずあんまりわかっておられないかなあ、わかられている方もあるわけですけど、と思います。

それでですね、先ほど話しました研修先の西川町の庁舎のことですけど、玄関入って右側に町民憩いの場として、テーブルや椅子、周りに図書など広いスペースがありまして、右側には案内というすぐ目につく表示がかけてあるところの上には、税務課とありしたので、税務課でかねて行われるようでした、その場合は。

また、各課との通路の仕切りとかカウンターなどは取り外したばかりの様子で、その後の補修がまだのところでしたが、町民の方へ寄り添うその思いを形にされていると感じました。

合理化はしてもその接遇の質は第一印象につながると思いました。役場が不慣れな方の中にはですね、その用事で庁舎に入ることは緊張して、当日だけでなく前日から心配されるという方も聞いたところあるわけですね。そこで案内とか表示が目につきますと、そこでお気軽にお声がけくださいというやさしい雰囲気になりはしないかと思います。郡内でも錦町やあさぎり町など、規模は少し違いますが、私も以前案内で対応をいただいたことがあり助かりましたので、その庁舎も町も印象よく感じたことがありました。

通告しました質問は以上ですので、これで私の一般質問を終わります。

○議長（森田俊介議員） 通告がありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後2時20分

第 5 号

9 月 1 3 日 ( 金 )

# 令和6年第5回山江村議会9月定例会（第5号）

令和6年9月13日

午前10時00分開議

於 議 場

## 1. 議事日程

- 日程第 1 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和6年度山江村一般会計補正予算(第2号))
- 日程第 2 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算(第1号))
- 日程第 3 同意第 1号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
- 日程第 4 認定第 1号 令和5年度山江村一般会計決算の認定について
- 日程第 5 認定第 2号 令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について
- 日程第 6 認定第 3号 令和5年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について
- 日程第 7 認定第 4号 令和5年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について
- 日程第 8 認定第 5号 令和5年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について
- 日程第 9 認定第 6号 令和5年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について
- 日程第10 認定第 7号 令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について
- 日程第11 議案第39号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第12 議案第40号 令和6年度山江村一般会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第41号 令和6年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第42号 令和6年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第43号 令和6年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第44号 令和6年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第45号 令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第46号 令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 閉会中の継続調査申出書(議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長)

## 2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 白川俊博 議員  | 2番 北田愛介 議員  |
| 3番 本田りか 議員  | 4番 中村龍喜 議員  |
| 5番 赤坂修 議員   | 6番 横谷巡 議員   |
| 7番 立道徹 議員   | 8番 西孝恒 議員   |
| 9番 久保山直巳 議員 | 10番 森田俊介 議員 |

## 3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

## 4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山口 明 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	副 村 長	
教 育 長	藤 本 誠 一 君	総 務 課 長	平 山 辰 也 君
税 務 課 長	迫 田 教 文 君	企 画 調 整 課 長	清 永 弘 文 君
産 業 振 興 課 長	松 尾 充 章 君	健 康 福 祉 課 長	今 村 禎 志 君
建 設 課 長	蕨 野 昭 憲 君	教 育 課 長	一 二 三 信 幸 君
会 計 管 理 者	高 橋 忍 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	新 山 孝 博 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

本日は、会期日程日時第5、本会議での質疑、討論、表決となっております。

それでは、議事日程順に従いまして、質疑、討論、表決をいたします。発言については、山江村議会会議規則の規定を守り、事件の内容から逸脱しないよう趣旨に添った質疑をお願い申し上げます。また、執行部におかれましては、簡潔な回答をお願い申し上げます。

-----○-----

日程第1 承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和6年度山江村一般会計補正予算(第2号))

○議長（森田俊介議員） 日程第1、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて(令和6年度山江村一般会計補正予算(第2号))を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、承認第9号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第2 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算(第1号))

○議長（森田俊介議員） 日程第2、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて(令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算(第1号))を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、承認第10号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 同意第1号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（森田俊介議員） 日程第3、同意第1号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので、起立採決といたします。

本案を同意することに賛成の方は、起立をお願いいたします。

〔賛成者の起立〕

○議長（森田俊介議員） 起立全員でございます。お座りください。従いまして、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 認定第1号 令和5年度山江村一般会計決算の認定について

○議長（森田俊介議員） 日程第4、認定第1号、令和5年度山江村一般会計決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 認定第2号 令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について

○議長（森田俊介議員） 日程第5、認定第2号、令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、認定第2号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 認定第3号 令和5年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について

○議長（森田俊介議員） 日程第6、認定第3号、令和5年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、認定第3号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 認定第4号 令和5年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について

○議長（森田俊介議員） 日程第7、認定第4号、令和5年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、認定第4号は、原案のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

日程第8 認定第5号 令和5年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について

○議長（森田俊介議員） 日程第8、認定第5号、令和5年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決します。本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、認定第5号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 認定第6号 令和5年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について

○議長（森田俊介議員） 日程第9、認定第6号、令和5年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、認定第6号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 認定第7号 令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について

○議長（森田俊介議員） 日程第10、認定第7号、令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、認定第7号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 議案第39号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（森田俊介議員） 日程第11、議案第39号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第39号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12 議案第40号 令和6年度山江村一般会計補正予算（第3号）

○議長（森田俊介議員） 日程第12、議案第40号、令和6年度山江村一般会計補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

西孝恒議員。

○8番（西 孝恒議員） 8番議員、西です。失礼しました。ただいま議題のページは17ページです。いいでしょうか。ただいま議題の議案第40号、令和6年度一般会計補正予算（第3号）の中から2点質疑いたします。

1点目は、目46、果樹振興費、説明は、やまえ栗生産向上推進委員、金額は19万8,000円であります。これはやまえ栗のGI認定によりますます期待されますが、そのためにはその活動のほうも重要になってくると思います。そのようなことで、今回当初予算に加えてですね、追加のようですが、その点についてお願いしたいと思います。1点目。

次、2点目ですね、2点目はページ20ページ、ここはですね、目6、文化財保護費であります。説明は、球磨神楽保存会補助金、金額は2万7,000円、これは今回初めてだと思いますので、これについてもお願いします。

まず、では1点目から続けてお願いします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、西議員のご質問にお答えいたします。

17ページの果樹振興費でございます。やまえ栗生産向上推進委員会委員の報酬19万8,000円となっておりますけれども、この報酬につきましては、今年度実施を予定しております栗の生産状況の調査、こちらのほうに生産向上推進委員さんも同行いただくということで、報酬並びにその人の旅費、費用弁償のほうも追加をさせていただくということになっております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 一二三教育課長。

○教育課長（一二三信幸君） それではお答えします。球磨神楽保存会補助金ではありますが、令和2年7月豪雨災害により被災しました球磨神楽の衣装新調及び獅子頭の修復事業に係る補助金でございます。球磨神楽は、国選択無形民俗文化財となっており、人吉球磨地域の広域指定とされております。山江村以外の人吉球磨の市町村においても文化財として指定されており、それに伴いまして、各市町村のほうから補助金を出すようにしております。なお、この補助を使いながら修復を行うということでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 西孝恒議員。

○8番（西 孝恒議員） 球磨神楽は今回初めてと思いましたが、地元の神社でもですね、祭りのときはお願いをしておりますので、大変親しみがあるところでもあります。以上で終わります。

○議長（森田俊介議員） ほかに質疑ありませんか。

白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） それでは、ただいま議題となっております議案第40号、令和6年度一般会計補正予算（第3号）について、1点質問いたします。

ページは19ページ、教育総務費、事務局費の報酬及び旅費でございます。給食センター新設検討委員報酬2万9,000円、それから、同じく費用弁償で1万2,000円計上されております。

す。この給食センターの新設運営委員の報酬及び費用弁償は、当初予算でも計上されて、年度途中の増額の予算計上ということで、今回の予算の追加は検討委員の増員によるものと思いますけれども、何名で構成されているのか、増額された理由などをお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員） 一二三教育課長。

○教育課長（一二三信幸君） それではお答えいたします。給食センター新設検討委員会の報酬及び費用弁償の追加増額でございますが、当初は3回の会議を予定しておりましたけれども、会議回数をもう一回追加し、4回とすることとしております。それから、学識経験者として栄養士を委員に追加しておりますので、その分の4回分を追加するものでございます。委員につきましては、学校長、それからPTA会長、それから調理員、管理栄養士と役場の行財政係から、合わせて11人をお願いしております。

現在2回の会議及び先進地視察研修、湯前町のほうに行かせていただきましたけれども、開催しまして検討を行っているところでございます。今後は具体的な方向性を検討しながら、答申を行っていく予定でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 小中学校の運営、それから維持管理についてはですね、また改めて今後統合といういろいろな諸問題もあるかと思えます。保護者の方や村民の方々もそれぞれですね、関心があるかと思えますので、今後もですね、検討を重ねられて、会議の開催をしていただければと思うところでございます。質疑を終わります。

○議長（森田俊介議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第40号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第13 議案第41号 令和6年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）

○議長（森田俊介議員） 日程第13、議案第41号、令和6年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第41号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 議案第42号 令和6年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）

○議長（森田俊介議員） 日程第14、議案第42号、令和6年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第42号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第15 議案第43号 令和6年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）

○議長（森田俊介議員） 日程第15、議案第43号、令和6年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第37号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第16 議案第44号 令和6年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）

○議長（森田俊介議員） 日程第16、議案第44号、令和6年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第44号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第17 議案第45号 令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（森田俊介議員） 日程第17、議案第45号、令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第45号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第18 議案第46号 令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○議長（森田俊介議員） 日程第18、議案第46号、令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第46号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第19 閉会中の継続調査申出書

○議長（森田俊介議員） 日程第19、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長からお手元に配付しております申出書が提出されております。よって、委員長申し出のとおり、継続調査としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本会議での議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議長に委任することに決定いたしました。

これで、本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、令和6年第5回山江村議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午前10時22分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員